

令和 4 年 11 月 18 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
委員長報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	10
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
閉会	57

秩父広域市町村圏組合告示第88号

令和4年第3回（11月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年11月11日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和4年11月18日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和4年11月18日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和4年11月18日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 委員長報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第14号 専決処分について
- 第 8 議案第15号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第16号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第17号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）

(開会 午前10時00分)

出席議員 (14名)

1番	小松穂波	議員	3番	清野和彦	議員
4番	笠原宏平	議員	5番	本橋貢	議員
6番	赤岩秀文	議員	7番	木村隆彦	議員
8番	小櫃市郎	議員	9番	黒澤克久	議員
10番	関根修	議員	11番	新井達男	議員
12番	四方田実	議員	13番	新井利朗	議員
15番	高橋耕也	議員	16番	猪野武雄	議員

欠席議員 (2名)

2番	高野佳男	議員	14番	染野光谷	議員
----	------	----	-----	------	----

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
大澤タキ江	副 管 理 者
富田能成	理 事
柴崎勉	理 事
森真太郎	理 事
引間正人	監 査 委 員
野澤好博	事 務 局 長
新井常男	会 計 管 理 者
黒沢敬三	消 防 長
山中寛美	総 合 調 整 幹 兼 長
古屋敷光芳	水 道 局 長
宮城敏	事 務 局 次 長 兼 兼 長
	社 保 健 課 長
	会 計 課 長
新井守	消 防 本 部 次 長 兼 監
	危 機 防 災 管 理
加藤好一	専 門 員 兼 総 務 課 長
黒沢武徳	専 門 員 兼 警 防 課 長

千	島		武	水道局次長兼 大滝・荒川事務所長
原	島		健	水道局次長兼浄水課長
本	峯	治	彦	管 理 課 長
濱	田	雅	之	契 約 検 査 課 長
関	根	み	どり	業 務 課 長
佐	宗	孝	幸	秩 父 ク リ ー ン 所 長
関	河		緑	秩 父 環 境 衛 生 所 長
新	井	好	弘	予 防 課 長
浅	見		仁	指 揮 統 制 第 2 課 長
八	木		修	経 営 企 画 課 長
井	上	昌	行	工 務 課 長
浅	見		修	横 瀬 事 務 所 長
浅	賀	進	二	皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長
権	頭	義	典	西 秩 父 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書 記 長
横	田	真	一	書 記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（木村隆彦議員） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（木村隆彦議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（木村隆彦議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

12番 四方田 実 議員

13番 新井利朗 議員

15番 高橋耕也 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（木村隆彦議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（木村隆彦議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

引間正人監査委員 おはようございます。監査委員の引間でございます。まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億4,550万5,143円、水道事業会計の残高は45億6,215万4,522円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り、参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施しました定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月27日に、令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は事務局の管理課、契約検査課、福祉保健課及び会計課、水道局の浄水課、西秩父事務所を対象としました。監査の方法は、各課所に対してあらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、各施設での実地監査も実施しました。その結果、各事務事業は関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認めました。

なお、監査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（木村隆彦議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（木村隆彦議員） 次に、議会閉会中の審査事項として議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員会委員長。

（議会改革調査研究特別委員会委員長 黒澤克久議員登壇）

議会改革調査研究特別委員会委員長（黒澤克久議員） 皆さん、おはようございます。議会改革調査研究特別委員会委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に係る調査研究の計画につきまして、ご報告を申し上げます。

委員会は10月6日に開催し、7月議会定例会において中間報告いたしました大規模災害発生時における議会対応について協議をするとともに、令和5年度からし尿処理事業が組合の一事務になることにより、改正が必要となる例規について執行部から報告を受け、調整を行いました。

まず、大規模災害発生時における議会対応については、災害時における初動期の対応とし、議員自身の安否確認から組織体制の構築までを調整するとともに、中期以降における執行部との情報伝達方法、収集した情報を基に、国、県及び関係機関等に対する要望活動につなげるまでの流れなどについて協議検討を行いました。

なお、災害時において、組合に限らず構成市町においても同様の対応が求められる中で、組合議会議員としての存在の在り方について引き続き調査研究を継続していくこととしました。

次に、し尿処理事業広域化に係る例規改正については、組合議会委員会条例においてし尿処理の収集及び処理に関する事項の規定、方法について協議検討を行い、2月議会定例会において改正が必要であることから、今後議会への上程方法を含めて引き続き調整を行うこととしました。

本委員会は、今後も議会機能強化に関する取組、情報公開に関する取組等について調査研究を重ね、引き続き協議していくことを申し上げまして委員長報告といたします。

議長（木村隆彦議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○管理者提出議案の報告

議長（木村隆彦議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（木村隆彦議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様、こんにちは。木村議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を

招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症につきましては、これまでの波をはるかに上回る爆発的な勢いで感染が拡大した第7波も8月上旬をピークに感染者数は緩やかに減少しておりましたが、11月に入ると埼玉県内でも感染者数が増加の傾向に転じたことから、第8波の感染拡大が懸念をされております。これまでの2年間は、年末年始の時期に新型コロナウイルスが流行しておりますので、これから冬にかけて引き続き流行の再燃を警戒しなければならないと思っております。また、専門家によりますと、来年の3月までは新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスが同時期に流行する可能性が高いという指摘もされておりますので、同時流行に備えた対策も必要であると考えております。

ワクチン接種につきましては、秩父地域の1市4町と秩父郡市医師会の協同により取り組んでおりますが、先月からはオミクロン株に対応したワクチンの追加接種も始まりました。また、このオミクロン株対応ワクチンはオミクロン株に対する感染予防や重症化予防とともに、今後の変異株に対して有効性が高いと期待をされております。圏域内の住民の皆さんには広く接種いただき、感染による被害を少しでも軽減できるよう、引き続き秩父地域が一体となって進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案をいたします議案の概要につきまして説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は4件でございます。

議案第14号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、9月30日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を得たいものでございます。人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数の緩和、そしてまた育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、令和3年度一般会計決算に係る繰越金及び県補助金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

次に、議案第17号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、秩父市物価高騰対策事業の実施に伴う水道料金の減免及び他会計負担金の追加計上のほか、負担金、委託金、動力費の追加計上に伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上、また継続費の総額及び年割額の変更、新年度実施工事について、ゼロ債務負担行為の設定に関わる補正を行いたいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

各市町の12月定例会、また年末を控え、何かとお忙しい時期となっております。議員の皆様には健康に十分ご留意をいただき、ご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げ、管理者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○一般質問

議長（木村隆彦議員） 一般質問に入る前に、高野佳男議員から一般質問の取下げについてをお諮りいたします。

開会前に申し上げましたとおり、高野佳男議員から欠席の通告がありました。したがって、高野佳男議員の一般質問は取下げとなります。既に配付済みの一般質問通告一覧表に關しましては変更せず、そのままとさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、高野佳男議員の一般質問の取下げは認められました。

これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

1番、小松穂波議員。

（1番 小松穂波議員登壇）

1番（小松穂波議員） 皆様、こんにちは。1番、秩父市の小松穂波でございます。

本日秩父地域の広域事業に関心をお寄せいただき、また秩父夜祭を半月後に控えたお忙しい中、傍聴に足をお運びいただきありがとうございます。そして、日々私たち住民の生活になくてはならない秩父広域市町村圏組合の事業を担い、私たち住民のためにご尽力いただいている職員の皆様から感謝申し上げます。特に2019年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから現在に至るまで世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルスに翻弄されながらも、住民の命を守るためご尽力いただいている関係各所の皆様のご苦勞には感謝の念が堪えません。この場をお借りして御礼申し上げます。

現在新型コロナ先行指標である発熱相談数や検査陽性数は、第7波が落ち着いた10月以降は低い水準でしたが、現在増加に転じており、報道によりますと第8波のピークは11月下旬から12月上旬

辺りではないかと危惧されています。また、今期はインフルエンザが同時流行したり、第6波のように長期間波が続いたりすると、その影響は年末までもつれ込むかもしれないと言われており、年末年始を挟み、拡大が大変心配されています。新型コロナウイルスやインフルエンザなどの発熱者が増えた場合、発熱外来を含めた外来医療がまず逼迫し、患者数が多いと病床にまで影響が及びます。この新型コロナウイルスも生き残りをかけて形を変えていくように、我々人類も日々変化し、対応し、進化しています。連綿と続く我々人類の営みからしたら小さな変化かもしれませんが、今を生きる私たちにとってはとても大きな変化であり、この時代を生きることへの意味を考えさせられます。今を生きる私たちに課せられた使命は、この危機を乗り越え、次の時代につなげていくことです。つなげていくからには、長期的な視点を持ちながら、今後置かれた状況をより改善し、時代に即した軟らかい発想を受け入れるとともに、綿々と受け継がれてきた事柄を未来に届けることをコロナ禍より失われぬよう守っていくことも必要だと考えます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に移らせていただきます。本日の一般質問、私からは大きく分けて3つございます。

まず、大きな1つ目は、コロナ禍において注目された救急隊のコンビニ立ち寄りについてです。新型コロナウイルス第7波を迎えた今年の夏場には、猛暑による熱中症の増加などで出動要請が相次ぎ、地域によっては予備の救急車まで出動し、やむなく患者さんの元へ消防車で向かうという異常事態になっている地域も存在したと記憶しています。また、埼玉県では救急搬送困難事案が去年の同時期と比べ2.5倍となり、絶え間なく出動が続く中、救急隊員の皆さんがコンビニ利用への理解を求めたというニュースは記憶に新しいことと思います。

埼玉県北東部の加須市や久喜市など、6つの市と町を管轄する埼玉東部消防組合消防局では、救急隊の出動回数は、去年6月までは1日平均で60回ほどでしたが、7月からは新型コロナウイルス感染拡大に加え、熱中症の疑いでおよそ100回まで出動件数が増加しており、対応に当たる救急隊は消防署に戻らずに立て続けに出動するケースが増え、忙しさから水分を補給したり、トイレを利用したりする時間を確保できない状況がありました。この消防局は、隊員の負担を軽減するため、出動の合間に救急車や制服で店舗に立ち寄って飲食物を購入したりトイレを利用したりできるように、埼玉県内に店舗があるコンビニエンスストア4社と協力関係を結び、隊員の健康管理と住民の理解に努めていました。この背景には、救急車がコンビニに止まっていると業務を怠っているのではないかと思われるかもしれない、業務の合間の僅かな時間で店舗を利用しているので、理解してほしいとの思いがあります。

そこで、質問(1)として、秩父消防本部での現状をお聞きします。秩父地域は山間部に位置し、埼玉東部消防組合消防局とは状況は異なることとは思いますが、秩父地域ならではの状況を教えてください。また、今後増員するであろう女性消防職員の活躍推進に向けた取組についても併せて教えてください。

続きまして、(2)として、救急隊並びに消防隊への住民理解の周知についてお聞きします。インターネットやSNSの普及に伴い、我々のコミュニケーションの取り方も変化し、クレームも多種多様化しています。クレームの根底にあるのは事実が分からないこと、人は知らないからこそ疑問に思い、時にはそれがクレームとなってしまいます。こうした状況を少しでも回避するための地域住民へ向けた理解の周知などの取組があれば教えてください。

続きまして、大きな2番として、事業系一般廃棄物の収集についてお聞きします。秩父地域では、一般家庭から出される家庭ごみと事業所から排出される一般廃棄物の収集を行っていますが、今回は事業系一般廃棄物の収集についてお聞きします。

まず、(1)として、事業系一般廃棄物の収集方法及び内容を教えてください。

次に、(2)として、一般廃棄物収集運搬許可業者の選定基準についてお聞きします。一般廃棄物収集運搬許可業者について、現在も複数登録があると思いますが、更新及び新規登録などについても併せて教えてください。

続きまして、(3)として、特別収集時に使用する事業系専用指定袋の容量の再検討についてお伺いします。現在特別収集時の事業系ごみ袋の容量は、可燃、不燃ともに1枚当たり60リットルとなっています。家庭ごみの袋の一番大きなサイズの容量35リットルと比較して2倍近くになります。この容量を収集する収集業者さん、皆さんの健康維持の実情が心配です。指定ごみ袋の容量の検討などもされているのか、また今後検討予定はあるのか教えてください。

そして、大きな2番、最後の質問(4)として、産業廃棄物混入チェックについてお聞きします。事業系一般廃棄物として組合施設で処理をするごみの中に、産業廃棄物の混入のおそれがあることが懸念されますが、持込み及び搬入時にチェックを行っているのか教えてください。

そして、大きな項目の最後の3番として、水道事業についてお伺いします。平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一部事業として運営されている水道事業ですが、広域化され6年半が経過し、昨年の10月までに料金も統一され、現在に至ります。

そこで、幾つか質問させていただきます。まず、(1)として、滞納者に対する給水停止までの経緯と現状をお聞きします。滞納が続く場合、給水停止の措置が取られると思いますが、滞納整理の実情と給水停止までの流れ、対象、給水停止後のフォローなど、現状を教えてください。

次に、(2)として、冬季の水道管破裂の実情とその対策についてお聞きします。秩父地方は、冬場になると氷点下の冷え込みが続き、そのため水道管が凍結して破裂する事例が多く見られます。現在11月ですが、秩父夜祭を過ぎた辺りから急激に冷え込み、凍結による水道管の破裂が予想されます。これは仕方のないことではありますが、例年の状況から対策を取ることは可能かと思われます。このことから、例年の実情とその対策について教えてください。

また、(3)としまして、漏水認定の基準と条件についてお聞きします。(2)でお聞きした凍結による水道管破裂などにより漏水が生じた場合、漏水認定の制度がありますが、どのような場合

に適用できるのか、基準と条件を教えてください。

続いて、（４）として、専門職である技術職職員の現状と強化の必要についてお聞きします。実は私の市職員時代、新規採用で配属された部署が当時の秩父市水道部でした。私は営業課の所属でしたが、お隣の工務課と別所浄水場や橋立浄水場には複数の技術職の職員が配置され、事務所と現場を忙しく行き来していました。当時の技術職の方々は、数十年水道職場で経験を積んだ知識豊富なスペシャリストの方々です。有事のときなど、とても心強く感じたものです。また、漏水箇所を調査し、発見するスペシャリストの職員も在籍しておりました。ですが、その数年後、多くの技術職の職員が定年退職となり、水道事業のスペシャリストの方々も激減したため、後任の職員育成が不可欠な状況となったことを記憶しています。現在も知識ある技術職職員の方の存在は、水道事業を円滑に進める上で不可欠だと考えます。

そこで、専門職である技術職職員の現状と強化の必要性について、当局のお考えを教えてください。

そして、（５）として、2019年10月12日に発生した台風19号により被害を受けた別所浄水場後方法面の土砂崩落現場の復旧状況についてお聞きします。2019年の台風19号は、秩父地域にも大きな被害をもたらしました。別所浄水場西側法面で起きた土砂崩落では、ミュージックパークへ送水している管が破断したため、久那地域全域、別所、寺尾、田村、駒沢地区の一部のほか、合わせて約800件が断水となり、給水車が出動する事態となりました。別所浄水場は、秩父地域最大の浄水場であり、我々住民の命をつなぐ大切なライフラインです。また、秩父地域には土砂災害警戒地域が多数存在し、各所に点在する浄水場もそのほとんどが山間地であり、土砂崩落などの災害の危険性をはらんでいます。このことから、別所浄水場西側法面の土砂崩落現場の復旧状況と今後将来における予防対策と安全確保の視点から、水道当局として努力活動についてのお考えをお聞かせください。

それでは、最後となります。（６）として、水の安全性についてお伺いします。これは、秩父市の住民の方から質問いただいた事例になります。70代の住民の方から、荒川の魚が一昔前に比べて激減しており、これは水質が原因ではないかとの質問をいただきました。荒川の水質悪化がある場合は、そこに住む水中生物の生態系をむしろおそれだけではなく、我々住民にとっても死活問題と言えます。水道当局におかれましては、現在荒川の水質の状況についてどのように捉えているのか、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

私の壇上での質問は以上となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（木村隆彦議員） 1番、小松穂波議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（黒沢敬三消防長登壇）

黒沢敬三消防長 1番、小松議員のご質問1、コロナ禍において注目された救急隊のコンビニ立ち寄りについて、（1）、秩父消防本部での現状についてお答えいたします。

令和4年の秩父消防本部における救急出動件数は、10月末現在4,221件で、昨年同期と比べ547件と大幅に増加をしております。その要因として考えられるのは、他の消防本部と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大及び熱中症に関連した出動によるものと認識しております。

こうした状況下において、秩父消防本部管内におきましては、救急隊が出動の合間にコンビニへ立ち寄りした等の報告はございません。そのことから、消防本部としてコンビニ立ち寄りを想定した対応は行っておりません。しかし、秩父消防本部の救急出動においては、秩父地域外の医療機関への管外搬送が転院搬送と直接搬送を合わせますと年間約900件と非常に多く、出動から帰署まで数時間を要する活動となっております。そのため、消防本部としては、救急隊がコンビニに立ち寄ることが注目される以前から管外搬送の長時間活動における帰署の際には救急隊のトイレ利用、水分補給等を目的としたコンビニへの立ち寄りを容認するものとしております。

次に、当消防本部では、現在6名の女性消防職員が在職し、うち2名は同一所属において、当直担当は異なりますが、それぞれ消防隊、救急隊に配属され、24時間の交代制勤務を行っております。女性消防職員の活躍推進に向けた取組につきましては、ハード面として令和3年度、それまで女性消防職員の仮眠室が1部屋であった本部庁舎の仮眠室を女性消防職員の職域確保等を目的に4部屋に増やすとともに、シャワー室を男女別の入り口に改修し、プライバシーが保護できるものとなりました。これにより、本部庁舎においても複数の女性消防職員が同時に当直勤務のできる職場環境の整備が完了となりました。

一方、ソフト面におきましては、消防学校等への消防職員として必要な知識習得のための研修派遣をするとともに、毎年消防学校で開催されております女性消防職員活躍推進講習会には6名全ての女性消防職員が参加をしております。消防本部といたしましては、今後も引き続き女性消防職員の活躍推進に向けた取組を推進してまいりたいと思います。

次に、救急隊並びに消防隊への住民理解の周知についてお答えをいたします。今年県内の幾つかの消防本部において行ったコンビニ立ち寄りの理解を求める住民周知の対応につきましては、当消防本部への住民からの問合せ等は寄せられていないことから、消防本部として対応は行っておりません。しかし、既に当消防本部では、管外への救急搬送において帰署途上に多くの救急隊がコンビニを利用している現状であること、今後管内の救急出動等においても活動時間の長期化も予想されることから、消防本部といたしましても他の消防本部の取組を参考とし、住民への周知と理解を求める対応の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 小松議員のご質問のうち、2、事業系一般廃棄物の収集についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、(1)の収集方法及び内容についてでございますけれども、事業者の方が事業系一般廃棄物を収集処理する方法は3つございます。1つ目としては、事業者が自ら組合の施設に直接ごみを持ち込む方法。2つ目としては、組合が一般廃棄物の収集運搬業の許可を出している収集運搬許可業者にごみの収集を委託する方法。そして、3つ目として、組合が実施している事業系一般廃棄物の収集事業、いわゆる特別収集に申請を行い、組合が収集を行う方法でございます。

この特別収集は、組合の条例にも規定されておりますが、手数料として可燃ごみ、不燃ごみ別に、1回当たりのごみの平均排出量が指定ごみ袋で15袋までで月額3,000円としております。また、排出時には容量が60リットル相当の1枚110円の事業系専用指定袋を使用することとしておりますけれども、排出時の重さの制限は規定しておりません。特別収集を申請した事業者は、独自にごみの排出場所を設定していただき、収集はその事業所のある地域の家庭ごみと併せて収集をしてございます。令和4年10月末現在の特別収集の件数は、一般事業所が252件、手数料が免除される組合構成市町の官公庁施設が117件の合計369件でございます。

施設に搬入されたごみの量の内訳でございますが、令和3年度の実績から算出した場合、ごみの受入れ総量3万2,223.81トンに対し、事業者が直接施設にごみを持ち込んだ持込み量は2,208.32トン、割合にして6.85%、収集運搬許可業者が事業系ごみを収集し搬入した持込み量は5,829.54トンで、割合にして18.09%となっておりますが、特別収集の搬入量につきましては家庭ごみと併せた収集となっているため、割合を出すことはできないところでございます。

次に、(2)の一般廃棄物収集運搬許可業者の選定基準についてでございますが、組合では許可申請があった場合、秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理業の許可に関する要綱に基づき、許可の要件、許可の基準を満たした者に許可を与えております。許可の要件は3つあり、1点目は組合廃棄物の処理等に関する条例第4条第1項の一般廃棄物処理計画に定める組合の処理計画区域内において発生する事業系一般廃棄物の増加が見込まれ、かつ既存の許可業者による収集運搬業だけではその処理が困難であると認められるとき。2点目として、計画に定められるところにより、組合で処理しない一般廃棄物を収集するとき。3点目として、事業者または住民に利便性が図られ、許可を与えても計画に支障を来すおそれがないと認められるときとなっております。

また、許可の基準としては2つございまして、1つ目が申請者が各種税金、公共手数料を滞納していないこと。2つ目が要綱に定める事項に適合していることとなっております。ただいま申し上げました許可の要件と基準を満たした申請者に許可を与えております。許可の期間は2年間となっておりますので、2年ごとに更新の手続を行います。その際は、提出された書類の審査、車両の検査等を行い、許可の要件と基準を満たした申請者に許可を与えることとなります。

現在事業系一般廃棄物の収集運搬を行える許可業者は27業者ございますが、当組合では一般廃棄物処理実施計画に定めた廃棄物の年間量と一般廃棄物収集運搬業の許可業者が許可申請の際提出する収集運搬契約委託先の委託証明の排出量の合計を比べると、許可業者からの排出量が上回ってい

ることから、平成31年度以降、原則として一般廃棄物収集運搬業の新規許可を行わないこととしてございます。

次に、3の特別収集時に使用する事業系専用指定袋の容量の再検討についてでございますが、現在の事業系専用指定袋の容量は1枚当たり60リットル相当となっております。この事業系専用指定袋に厨芥類、紙おむつ等を限界まで入れて搬出場所に排出される場合もあり、その重量は1袋当たり30キログラム以上となるケースも見受けられておまして、収集作業員の労務負担の増加や腰痛等健康を害する原因の一つとなっている現実がございます。このような状況において、収集委託事業者から報告があった場合には、組合から排出事業者へ排出量の指導を行う等対応を取っておりますが、指定ごみ袋の容量を再検討する方法も改善策の一つとして、今後考えていきたいと存じます。

また、埼玉県内63市町村のうち、自治体が事業系一般廃棄物の排出者と契約し収集を行っているところは当組合以外になく、全てが収集運搬業の許可業者による収集となっている状況でありますので、組合が実施している特別収集の在り方についても今後慎重に検討していきたいと存じます。

次に、4の産業廃棄物の混入チェックについてでございますが、事業者が組合施設へ直接持ち込むごみにつきましては、搬入時にごみの内容を聞き取り、またごみを下ろした際に対応した職員が目視により確認をしまして、産業廃棄物として判断された場合には持ち帰りいただいた後、適正な処分をお願いしてございます。

また、収集運搬許可業者が持ち込んだ事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみの収集車などのふだん確認できない車両の搬入ごみにつきましては、年間で2回程度搬入ごみの展開検査というものを行いまして、産業廃棄物等不適切な混入ごみを発見した場合には、排出事業者への報告、適正な処理を行うよう指導してございます。

特別収集につきましては、先ほども申し上げましたが、家庭ごみと同一の収集車で収集しているため搬入検査は実施できておりませんが、収集員が収集する際に産業廃棄物等不適切な混入ごみを発見した場合は収集委託事業者から報告が入り、組合から排出事業者へ適正な処理をするよう指導しております。また、組合ホームページ等においても適正処理にご協力いただくよう周知を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長 小松議員のご質問に順次お答えいたします。

3、水道事業について、（1）、滞納者に対する給水停止までの経緯と現状についてでございますが、水道局における水道料金請求等のスケジュールにつきましては、納付書払いの場合を用いてご説明いたします。

検針月の翌月に水道料金調定を計上し、原則10日に納付書を発送し、その月の25日を納付期限と

するのが通常の請求となります。そこで支払いがなかった方に対し、翌月の同時期に督促を行います。さらにそこでもお支払いがなかった場合、その翌月に給水停止通知書を10日をめどに発送し、月の下旬から給水停止を行う流れでございます。

なお、督促でもお支払いがなかった方には、水道局から給水停止の対象となる旨をご連絡し、支払いを促しております。その際に、納入が困難な方に対しましては、分割納付や期限を区切り、納付の約束を取り付けるなどの作業を行い、連絡が取れない方には現地訪問などを行い、可能な限り給水停止とならないよう措置をしているところでございます。よって、給水停止の対象となる方は誓約不履行となった方や現地訪問、電話連絡、通知や投函、いずれの場合においても全く連絡の取れない方となります。

令和3年度の実績で申し上げますと、1年間の給水停止件数は188件で、同年の調定件数が26万2,955件でございますので、0.07%が給水停止の実施件数となります。また、給水停止処理の実施をした方の生活を確保する観点から、停止措置後の現地訪問、電話連絡等により、その後の状況の把握に努めております。

次に、給水停止を実施している職員につきましては、給水停止業務のほか窓口業務、水道料金算定の業務等をちちぶ広域水道お客様サービスセンターの業務について包括的な委託契約を締結しております株式会社両毛ビジネスサポートの職員が実施しているところでございます。

次に、(2)、冬季の水道管破裂の現状とその対策についてお答えいたします。まず、冬季間の水道管破裂の実状でございますが、各家庭等における個別の凍結や破損の数につきましては水道局では把握しておりませんので、ご了承ください。

次に、一般家庭等における冬季の凍結対策については、11月に発行いたしました水道局の広報紙、「水道だより秋号」の紙面において、水道の冬支度として掲載してございます。内容につきましては、凍結しやすい場所、凍ってしまったときの対処方法及び凍結対策などを紹介しております。特に凍結対策では、電気式の保温ヒーターの設置やコンセントの差し込みの確認など、お知らせを掲載しているところでございます。あわせて、ホームページにも同様の内容を掲載するほか、使用水量が極端に少なく、凍結の危険性が高い使用者に対しましては、お客様サービスセンターより直接お電話により凍結漏水等の注意喚起を実施しているところでございます。

次に、(3)、漏水認定の基準と条件についてでございますが、漏水認定につきましては、宅内で漏水が発生し、水道局が指定している工事店により修繕工事を実施し、修繕完了後に申請をいただいた場合、秩父広域市町村圏組合漏水時等における水道料金の減免措置に関する規程に基づきまして、漏水量の50%を減免措置しているところでございます。

なお、減免の対象となる要件といたしましては、管理が困難な地下埋設部からの漏水事故のみを対象とさせていただきます。

次に、(4)、専門職である技術職員の現状と強化の必要性についてでございますが、現在水道

局には43名の職員が在籍しており、うち24名が構成市町、埼玉県からの派遣職員で、そのうち6名が技術職の採用の者、13名が技術系の業務を行っている一般職員でございます。

一方、当組合採用のプロパー職員につきましては19名で、うち12名が技師として採用の者、5名が技術系の業務を行っている一般職員でございます。平成28年の事業統合以来、段階的ではございますが、プロパー職員の採用を行い、技術職員につきましても採用を進めているところでございます。また、本年度当初におきましては、皆野・長瀬下水道組合の職員の割愛採用、広域プロパー職員としての採用ということでございますが、を行いまして、知識、経験ともに豊富な職員の定着を図っているところでございます。

水道局としましては、地域住民のライフラインであります水道事業を安定的に運営するためには、浄水場の運営管理や様々な管路の設計、管理など、知識、経験ともに優れた専門性の高い職員の育成は不可欠だと考えております。今後も計画的な職員のプロパー化を進めるとともに、技術力の向上、職員間の技術継承を進めてまいりたいと存じます。

次に、(5)、2019年10月の台風19号により被害を受けた別所浄水場後方の土砂崩落現場の復旧状況についてでございますが、令和元年10月12日被災をいたしまして、令和元年10月18日から土砂撤去災害復旧を守屋八潮建設株式会社に業務委託により実施し、翌令和2年3月31日までに土砂等の撤去は完了しております。あわせて、崩落箇所の二次災害防止と復旧を行うため、令和元年10月15日から別所浄水場災害復旧工事・設計業務を日本工営株式会社に委託し、この設計書に基づきまして別所浄水場災害復旧法面工事を守屋八潮建設株式会社に発注し、令和2年10月15日から着工、翌令和3年8月20日に完成、8月31日に完成検査後、引渡しを受けているところでございます。このような災害に対する予防策として、管理棟裏側の斜面についても崩落現場から続く地盤であるため、令和3年度に地質調査を行いまして、その結果に基づき対策の必要性が高いと判断し、令和4年度現在、対策工事設計業務を委託しているところでございます。

なお、水道施設への被害また、被害の発生が予想されるときに初動体制を定め、応急給水、応急復旧を円滑に行い、ライフラインである水道水の確保をするために危機管理マニュアルを策定し、災害時における給水対策に努めているところでございます。

次に、(6)、水の安全性について、荒川の魚が一昔前に比べ激減している理由でございますが、まず、水の安全性についてお答えをさせていただきます。水の安全性を確保するためには、原水の水質に応じた水道システムの整備、管理が必要となります。そこで、まず荒川から取水する河川水を目視で確認するため、別所浄水場の玄関前の池で淡水魚を飼育しております。24時間、荒川の水を直接注入してございまして、河川水に異常がないかを、生体を使って監視をしています。そして、水道局におきましては、厚生労働省の推奨する水安全計画を策定してございまして、水源から給水栓までに至る総合的な管理を行い、水道水の水質向上を行い、安全安心な水道水の安定供給に努めております。また、水道法に基づく水質基準を満たし、安全で良質な水道水を安定供給する指針とし

て水質検査計画を策定し、原水及び浄水の水質分析を定期的に行い、水質管理の徹底に努めているところでございます。

なお、水安全計画、水質検査の結果につきましてはホームページにおいて公表しておりまして、基準を満たす安全な水を供給しておりますので、ご確認いただければと存じます。

次に、荒川の魚が一昔前に比べ激減しているについてでございますが、水道局では河川の生態調査等を行っておりませんので、ご質問にお答えすることができませんが、情報といたしましては、別所浄水場付近の流域にはカワウの群れとサギが毎日のように飛来しているという状況でございます。また、河川流域にはオオクチバス、コクチバス等の特定外来種の生育が確認されており、これらの影響があるかと思えます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小松穂波議員の一般質問を続行いたします。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。各般における皆様のご答弁、ありがとうございました。

こちら、まず消防長のほうからお話しいただきましたコロナ禍において注目された救急隊のコンビニ立ち寄りについてということでしたのですが、こちら日頃のご尽力、そして夏場のコロナの7波、熱中症に関連した救急隊の出動と同様、年末におけるコロナ8波とインフルエンザ関連での出動件数も増えていかれることだと考えられます。人命に関わる大変な職務かと思えますが、心身ともに健康に留意され、皆様にご活躍いただきたいと思います。

また、ジェンダーフリーの観点から、今まで男性職場であった消防本部に今後も女性職員の増員がなされると思います。そう想定できるのですが、仮眠室やシャワー室などの拡充、確保に努められており、プライバシーの保護も図られているということ、大変安心いたしました。今後は、少し前に陸上自衛隊でセクハラ問題などが浮き彫りになっている事例などもございます。その点について、男女相互の理解を深めて注意を払い、業務に臨んでいただきたいと思うのですが、こちら女性職員、現在6名いらっしゃるということで、この6名の方まだまだ若く、働き盛りだと思います。

ただ、女性と男性何が違うかというと、一番大きい違いは、その方が望むか望まないかでもまた違

うのですが、出産ということがあるかと思います。また、どうしても性別が違うということで、何かあったときに男性職場の中で相談できるような対策はどのように取られているのか。上司が大変頼りになる上司だとしても、性別の違いでなかなかお話しできないこともあるかと思います。こんな相談できる環境整備がなされているのか、ここを1つちょっと再質問させていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 消防長。

黒沢敬三消防長 小松議員の再質問にお答えいたします。

消防本部としましても、このハラスメント、大変重要な問題と認識をしております。組合では、ハラスメント防止に関する指針、要綱が定められており、ハラスメント等に対する相談、これに関しましては事務局、水道局、消防本部、いずれの部署への相談も可能となっております。特に女性消防職員の相談に関しましては、必要に応じ女性担当の職員を交えての対応をする、こういったことも可能でございます。消防においては、その多くが男性職員で、特殊な勤務体制及び業務であることから、消防本部としましても今後ハラスメントの防止に関しては注意して業務を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 消防長、ありがとうございました。今広域には事務局に女性職員、大変事務経験も豊富、重ねられた方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういうところとも連携を取っていただいて、今後ともご検討していただければなと思います。また、私も一応性別というか、女性ということで、ちょっと若いときに感じたことなのですが、やはり男性職場の中で働くということは、男性に認められなくてはいけないということが今までの日本社会にはあったと思うのです。これから徐々になら変わってきているとは思いますが、女性も一生懸命頑張ろうというその気概はあります。ただ、体力的な問題ですとか、そこら辺は男性と女性、かなり違うところがございますので、その中で、もし結婚されて出産になった場合に、どうしてもその出産が足かせになってしまうところがあってはならないなと思われま。出産、大切なこれからの未来を担う子供たちを産み育てられるような環境を整備するためには、やっぱり仕事も充実して、またそこに円滑な関わり合いが必要だなと思いますので、ぜひともまた戻ってきたときにそのスキルを十分発揮できる、継続できるような検討をしていただければなと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

また、こちら長時間の救急管外搬送でコンビニ利用する際に、簡単な掲示物などを、理解を促す用意も検討いただければなと思います。秩父広域はやっぱり県南ですとか、県東部とはまたちょっと違う環境にならってきていると思いますが、長い搬送時間もありますので、その方たちの健康管理ですとか、また健康管理のためにコンビニに寄ったり、水分補給をすることが地域の住民にとって

は、サボっているというようなことで思われても、ニュースもありましたので、そういうところも結構懸念されていると思うのですけれども、また自分たちの努力も必要だと思いますので、継続してよろしく願いいたします。ありがとうございます。

こちらコロナ禍において注目された救急隊のコンビニ立ち寄りについては以上とさせていただき、次に大きな2番、事業系一般廃棄物の収集について、再質問を交えて私の思いを話させていただきます。ありがとうございました。こちら一般廃棄物収集運搬業者の関係も含めて、こちら一般廃棄物の収集についてお聞きしました。収集方法及び内訳について、3つの方法があるということでお聞きしたのですが、この中で一般廃棄物収集運搬許可事業者の選定基準、こちら一般廃棄物の処理実施計画に定めた廃棄物の年間量と一般廃棄物収集運搬業許可業者が、こちら許可申請の際提出する収集運搬契約委託先の委託証明の中の排出量の合計とおっしゃっていたのですけれども、これと比べ、許可業者からの排出量のほうが上回っているよというお話をいただきました。これは、なぜ上回ってはいけないのか、どういうことなのか、計画に定めた年間量の算出根拠を教えてくださいなと思います。まず、(2)番のところをお答えいただけますでしょうか。

議長（木村隆彦議員） 業務課長。

関根みどり業務課長 ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

一般廃棄物処理実施計画に定めた廃棄物の年間量の算定基礎でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定めております。年間量につきましては、計画を定める年度の前年度の実績量から算定しております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 小松でございます。ありがとうございました。

ということは、今SDGs、持続可能な開発目標というのがあってと思います。こちらの17項目の中の12番目に、こちらサステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標の17項目の中の12のターゲットということで、こちらごみに関することも触れられています。排出量を減らすということで、そういったことの観点からかと思われまして、ごみの今後も排出量を減らすということで、実際組合の方が減らすということではないとは思いますが、そういった周知と、また業者さんへの理解、どうしても計画量ですので、業者さんは計画を大きく出してくるのではないかなと思われまして。そこら辺を併せて、業者さん、住民一体となって減らす努力ということが必要になってくるかと思っておりますので、そちらのほうの努力というかもお願いできればなと。周知だったり、理解の共有をお願いしたいなと思っております。ありがとうございます。

それでは、ちょっと飛ぶのですが、こちらの4番の産業廃棄物の混入チェックに対してです。今までに不適切なごみの混入はあったのでしょうか。幾つかというか、業者さんと直接持ち込むものについてはその場で、そして特別収集に対してはまた業者さんのほうからのお話で、収集している

ものについては年2回でしたっけ、中身を確認するということなのですが、この中で今まで不適切なごみの混入があったのでしょうか。また、あった場合にはどのような指導をされているのか教えてください。

議長（木村隆彦議員） 業務課長。

関根みどり業務課長 ただいまのご質問に対してお答えいたします。

今年度6月と10月、2回混入検査を行っています。そのときに、一般持込みの事業系ごみの対象となった車両は51台ございました。その中で、不適切なごみを搬入した車両は6台でございました。そのうち3台はピアノとか、あとは缶、瓶等の不燃ごみが混入をしております、残りの3台は廃プラスチック等の産業廃棄物の混入でございました。その発見された不適切なごみにつきましては事業所に持ち帰っていただき、適正な処理をしていただくような指導を行っています。

また、先ほどの収集員が見つけたごみにつきましては、例えば室内装飾業の事業所が契約者であった場合、その排出された場所に、半透明の事業系の専用袋を使っているのですが、その中に例えばクロスとか、そういう産業廃棄物が目に見えて分かった場合には、収集員は各自収集できませんというシールを持っていますので、そのシールを貼って、自分の事業所に報告をします。そうしますと、その収集業者から業務課に連絡が入りまして、こういうことで事業系ごみを置きましたという連絡が来るので、排出事業者に業務課から連絡をしまして、不適切なごみが入っていたので、適正な処理をしてくださいというお願いをしています。場合によってはその場所に向向いて、直接その事業者の方に適正な処理をしていただくようお願いをしております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 小松です。ありがとうございます。今後また継続していただければと思います。一つ一つ潰すのは大変なことだと思います。

特別収集時における家庭ごみと併せた事業系一般廃棄物の収集なのですが、割合が出せないという点も先ほどお話をいただきました。また、この作業員さんのご苦勞の下、目視で確認できるものは組合が連絡、排出業者へ指導するということで今お話伺ったのですが、この容量の大きい袋での排出は中身が分かりにくい、先ほど再検討もしていただけるということでした。ごみ袋の容量の再検討をお願いするとともに、自治体が事業系一般廃棄物の排出者と契約し、収集を行っているところ、こちらも先ほど驚いたのですが、埼玉県内63市町村のうち唯一ということで、この点について今後メリット、デメリットを検証していただきまして、今後の在り方について慎重に検討していただければと思います。こちらは、質問というよりはお願いということになるのですが、よろしくお願いたします。

ちょっと時間もありますので、こちら一般廃棄物の収集については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、最後の水道事業についての質問させていただきます。水道局長、ありがとうございます。こちら、まず（１）の滞納者に対する給水停止までの経緯と現状ということで、給水停止に関して、水は命綱となるライフラインの一つで、最も生死に関わると言っても過言ではない大切なものです。こちら分割納付や現地訪問、そして電話連絡、また給水停止後の状況把握に努めているとのことでした。ありがとうございます。今後も継続的な配慮をいただくようお願いいたします。

そこで、滞納整理時の職員の状況についてちょっと心配で、教えていただければと思います。こちら委託業者さんをお願いしているということでもお話しさっきあったのですが、担当者の安全確保、また危機管理の視点から、単独での滞納整理の実態はあるのでしょうか。滞納者の方、いろんなご事情があると思います。中にはちょっと乱暴な方もいらっしゃると思いますので、この点についてお聞きしたいと思います。

ちょっと時間が押してしまったので、続けて質問内容お話しさせていただきます。そして、（２）として、冬季の水道管破裂の実情とその対策なのですが、水道日より秋号で水道の冬支度として凍結対策や対処方法などについてお知らせしていただいているということ、またホームページなどでも掲載していただけるということ。秩父地域には、おもてなしTVやちちぶエフエムなどのメディアもあります。住民が多く視聴していることと思いますが、このメディアの活用は考えていらっしゃるのかお聞きします。

そして、３番、漏水認定の基準と条件、そもそも地下埋設部、いわゆる地下漏水、地中漏水はどのようにして分かるのかって、分からないまま放っておいたら大変なことになってしまいます。50%の地中漏水の場合、減免措置が取られるということなのですが、この点も教えていただければと思います。

また、こちら魚、水の安全、（６）で水の安全性について、こちら魚を飼っている、淡水魚を飼っているということなのですが、魚に被害があったというか、何か水質の異常でこの魚に異常があったことはあるのかどうか、申し訳ないです、時間がちょっと迫ってきてしまっているのですが、端的にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 それでは、初めにご質問いただきました給水停止を実施する際の職員の安全管理という件なのですが、給水停止を実施する際は、担当職員２名によりましてお宅の訪問をすることとしております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 工務課長。

井上昌行工務課長 小松議員の再質問のうち、（２）と（３）に関するお答えをいたします。

冬季の水道管破裂等の啓発活動ということで、議員ご指摘のとおり秩父地域にはおもてなしTV

やちちぶエフエム等がございます。今年も先日の16日の日に水道局の職員がおもてなしTVのほうに出演させていただきまして、冬季の凍結について注意喚起の放送をさせていただきました。今後もあらゆる媒体を活用しながら、水道事業に関わる情報等を周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、(3)の漏水の発見と確認の方法でございますが、2か月に1度、水道局では水道の検針を行っております。その際に、宅内漏水が疑われる場合は使用者の方にお声がけ、もしくは使用者がご不在の場合は漏水が疑われる内容のお知らせ、通知等をポストに投函し、漏水の早期発見に努めているところでございます。

また、確認の方法としましては、水道メーターに銀色のパイロットという丸いものがございます。そちらが水を使用していないときに確認していただいて、それが回っているようでしたら、メーター以降の宅地内でどこか漏水をしているということになります。発見が困難な地中漏水またはトイレの水が止まり切らないですとか、蛇口から出ている場合等もございますので、使用者、事業者の方に注意をしていただいて、ご確認をしていただければということで、需要者の方には周知しております。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 浄水課長。

原島 健水道局次長兼浄水課長 (6)のご質問についてお答えします。

別所浄水場の玄関先にバイオアッセイという生態監視用の池でございますが、今まで異常はございません。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 以上で小松穂波議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、清野和彦議員。

(3番 清野和彦議員登壇)

3番（清野和彦議員） 皆様、こんにちは。3番、秩父市の清野和彦です。本日もこの組合議会にて貴重な一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。それでは、早速通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

大きな1番、上水道事業について。(1)、大規模災害発生時の対応について。平成26年2月、秩父地域は未曾有の大雪に見舞われ、住民の皆様の生活に多くの影響が生じました。元来災害に強いと言われてきた秩父地域も非常事態に直面した経験を忘れず、防災・減災の取組を一つ一つ確実に進めるために、私の所属する秩父市議会にて、毎年12月定例会では防災・減災の推進をテーマに一般質問に取り組みさせていただいております。本日は、この組合議会でも同様に防災・減災の推進について質問をさせていただきます。

気候変動の影響などにより、近年台風や線状降雨帯などの発生による災害が激甚化しています。

私たちの暮らす秩父地域にとっても令和元年東日本台風の記憶は新しく、予想を超えるような大規模な台風の到来がいつやってくるのか、危機感を持たざるを得ない状況となっております。また、東京都や埼玉県に多大な被害を及ぼすとされる首都直下型地震の発生について警鐘が鳴らされています。非常時における上水道事業の維持また復旧は、住民の皆様への命や暮らしに直結する最重要テーマであり、平時からもしものための備えを進めることが重要と考えます。

質問ですが、当組合の上水道事業における大規模災害発生時の対応に関して、現在想定している内容について伺います。また、非常時へのさらなる備えを進めていくためにどのような取組が今後行われていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

(2)、未給水地区への対応について。さきの令和4年7月の組合議会での一般質問を通じて、これからの秩父地域の水道事業については地域全体の人口減少にどのように対処していくか、山間地域への給水をどのように確保、維持できるかが2つの大きなテーマであるということを確認することができました。組合による広域水道事業が行われている中で、上水道事業が未整備となっている未給水地区があります。

質問ですが、秩父地域1市4町の中で、公共の上水道の未給水地区にお住まいの方々ほどのくらいいらっしゃるのか伺います。また、そのような未給水地区について、今後組合としてどのように対応していくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

大きな2番、ごみ処理事業について。(1)、ごみ収集事業について。高齢社会の到来の中で、住民の皆様へ寄り添ったごみ収集事業を行うために、新たな考え方や事業の実施が求められているのではないのでしょうか。

ごみ収集事業について、私には忘れられない相談があります。秩父広域市町村圏組合におけるごみ収集事業については、住民の皆様のごみ出しについて、ごみは収集日前には出さず、ルールを守って収集日の朝8時までには所定の収集場所へ出してくださいとされています。しかし、これから始まります冬場の寒い時期などに、朝8時までにごみ収集場所に持っていくことが難しい、少しの時間でもいいので時間を遅らせてもらうことはできないだろうかというご相談をいただきました。この方は、秩父市内にお一人で暮らされているご高齢の方で、比較的町なかにお住まいではありますが、ごみ収集場所までは歩くとちょっとした距離があります。こういった事例は、実は結構あるのではないかと想像をしています。また、さらなる高齢社会の到来により、同じような困り事を持つ方はこの秩父地域の中でさらに増えていくのではないかと考えます。

質問ですが、このような困り事に対して、組合としてどのように対応をしていくことが望ましいと考えるか伺います。

最後です。大きな3番、消防業務について。(1)、消防職員の技能資格について、住民の皆様への命と財産を守るために日々ご活躍をされている秩父消防署の皆様へ、心より御礼を申し上げます。消防士の皆様におかれましては、人命救助や危機対応への強化のために様々な技能資格を取得され

ていると思われます。

質問ですが、秩父消防署における消防士の皆様の技能資格の取得状況について、その概要を教えてください。また、消防士の方が技能資格を取得する際に、その勤務や資格取得に要する費用などについてはどのようになるのか教えてください。

あわせて、消防職員の技能資格の取得について、秩父消防署としてどのようになされていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

壇上での質問は以上となります。再質問は、質問席から行わせていただきます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長 清野議員からのご質問に順次お答えさせていただきます。

1、水道事業について、（1）、大規模災害時の対応についてでございますが、近年の異常気象による大雨被害の頻発、激甚化は、我々水道局としても脅威を感じておるところでございます。また、令和元年の台風19号においては、別所浄水場をはじめ多くの水道施設に甚大な被害をもたらし、圏域内8地域およそ1,000件が断水することとなりましたが、住民の皆様のご理解、自衛隊、日本水道協会の応援給水等の支援により乗り越えることができました。一方、本年9月の台風15号による大雨の影響により、静岡県静岡市においては6万世帯以上の大規模な断水が発生するなど、同じ水道事業者として身につまされる思いがあり、有事の際の対応については改めて考えさせられるものでございました。

さて、水道局におきましては、水道事業者としての常時給水の責務を負っております。それは、災害発生時においても同様な認識であり、住民のライフラインである水道水の確保を第一と考えております。このことから危機管理マニュアルを策定し、地震、水害、雪害等の災害発生を想定し、初動体制を定めるとともに応急給水、復旧活動について定めております。内容につきましては、災害の規模、警戒レベルにより職員の参集基準を定めるとともに、災害発生の際には水道局内に対策本部を設け、担当業務ごとの班編成を行い、構成市町や他機関との連携調整、住民対応、広報のほか給水車の手配、漏水の対応、損壊施設の復旧を担当するもの等、被災の状況に合わせて対策を展開し、復旧活動を進めることとしております。

また、必要に応じ秩父広域管工事業協同組合、日本水道協会県支部、構成市町など応援要請を行い、事態の早期収拾を図ることとしております。

次に、（2）、未給水地域への対応についてでございますが、現在秩父圏域内における未給水地域の人口は、令和4年4月1日現在804名でございます。内訳につきましては秩父市が79名、横瀬町が23名、皆野町が600名、長瀬町が31名、小鹿野町71名でございます。水道局といたしましては、費用面及び投資効果等を考慮した場合、未給水地域への積極的な整備、拡張については現在のとこ

る予定はございません。今後の課題といたしましては、現在水道局で管理しております山間地域の小規模水道施設等の管理運営を人口減少が進む中でいかに継続させるかが課題であると考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 清野議員のご質問のうち、2の（1）、ごみの収集事業についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、組合の家庭ごみの収集につきましては、地域で定められた所定の集積場所に排出をいただくステーション方式を採用しておりまして、そのステーションへのごみ出しは収集日当日の朝8時までに出していただくようお願いをしております。ご質問にありましたように、高齢者の方で独居の場合、当日の朝8時まで所定の場所に出すことが難しい、またご自宅の場所によってはステーションが遠いなど、日常のごみ出しが難しい高齢者の方のごみ出し支援につきましては令和元年、それから令和3年の7月議会定例会においても同様のご質問がございまして、このご質問の中でもお答えをしておりますが、このステーションまでのごみ出しについて、高齢者等がごみ出しを自分で行うことが困難な世帯は、友人や近隣住民の扶助、介護ヘルパー等の活用によりごみ出しを行っているかと推察をされます。また、ボックス等を設置しているステーションによっては、前日からのごみ出しを可能としているような場所もあるようにお聞きしております。

高齢者世帯等への支援につきましては、構成市町それぞれの施策の中で行われるものがございしますので、定期的に関いております構成市町の担当課長会議などにおいて情報共有を行っておりますが、今後組合としてはステーションの設置場所の相談に応じるなど、対応できることを検討してまいりたいと存じます。

また、ご質問の中で、冬場の収集開始時間を遅くすることができないかというお話がございましたが、過去の一般質問の中でもお答えしておりますが、時間を変更することにより組合施設の受入れ時間の延長、収集業務に与える影響、またステーションの管理をしている方への対応等、実現に向けては慎重な協議が必要になってくると考えられますので、現時点では直ちに変更するというのは難しいかと考えてございます。しかし、議員のご指摘のとおり、今後はこのような課題が増えてくると予想されますので、より住民視点に立った在り方を構成市町と検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 消防長。

（黒沢敬三消防長登壇）

黒沢敬三消防長 3番、清野議員のご質問3、消防業務について、（1）、消防職員の技能資格につ

いてお答えいたします。

近年社会が複雑多様化する中において、災害種別も昔と大きく変わり、消防においてもその業務の特殊性から専門的知識を求められております。現在当消防本部では、職員が業務を遂行する上で必要とされる資格やその他業務に関係する各種の資格を取得した際には、職員から資格取得届の提出を受け、取得状況を把握、管理しております。職員が取得している技能資格には、その業務を遂行するために必要とされる免許資格のほか、その業務をより確実に遂行するための専門的知識としての資格がございます。

初めに、業務を遂行するために必要とされる免許資格の主なものとしましては、消防学校等の教育機関で取得可能となる第3級陸上特殊無線技士免許、応急手当指導員資格、救急隊員資格、研修終了後の国家試験合格により免許取得となる救急救命士資格のほか、自動車運転免許、潜水士、小型移動式クレーン、玉掛け技能等の資格がございます。その中で、自動車運転免許につきましては、平成29年の道路交通法改正により免許区分が細分化されたことから、車両総重量などにより準中型、中型免許、大型免許が必要となりました。当消防本部において、現在29台の緊急車両を保有しており、大型免許が必要な車両が3台、中型免許が必要な車両が1台、準中型免許が必要な車両が8台、普通免許が必要な車両が17台ございます。それを運用する職員の運転免許取得状況につきましては、大型免許取得者134名、中型免許取得者28名、準中型免許取得者2名、普通免許取得者14名となっております。

次に、業務をより確実に遂行するための専門知識としての資格につきましては、その多くが予防関係の資格となります。近年の建築物の大規模化、複雑化に伴い高度化、専門化する予防業務を適切に行うため、予防技術資格者のほか危険物取扱者、消防設備士等の多くの資格がございます。これら消防学校以外での資格の取得につきましては、多くの職員が消防業務の適切な遂行とその必要性を認識するとともに、自身の自己啓発とスキルアップのため、非番、週休等の休暇を利用して積極的に取得しているものでございます。

なお、これらの資格の取得に要する費用につきましては、公費負担となる消防学校等の教育機関を除き、全て自己負担となっております。

消防の業務遂行においては、警防活動では常に安全管理と事故防止の徹底が求められ、また予防業務ではその職務執行において適正な判断、指導が求められることから、その目的を達成するための各種技能資格を取得することは住民サービスの向上につながるものと考えます。消防本部としましても、本来であれば業務遂行において必要となるそれらの技能資格については、取得に要した費用の全額または一部を公費により助成するとともに、資格取得への参加は勤務として取り扱うことが理想と考えております。しかし、今日において各種の技能資格取得への公費負担には多額の予算を要することとともに、現在の勤務体制において人員を割いて参加させることは、部隊活動が基本となる消防においては災害対応の面から難しい問題であると認識をしております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 一般質問の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、清野和彦議員の一般質問を続行いたします。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） では、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。各般にわたりにましてご説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、大きな1番から順次再質問や確認などさせていただきます。まず1つ目、上水道事業についての大規模災害発生時の対応について、こちら局長には細かく教えていただきまして、ありがとうございます。この危機管理マニュアルというものについて触れていただきましたし、先ほど午前中の1番議員の質問にもございましたが、令和元年台風19号もあって、またさらに今年は静岡の断水もあってということで、そういった面で水道局さんとしても様々な有事への対応を考えていらっしゃるというふうに認識をさせていただきました。

こちらに関して、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。まず、先ほどマニュアルにあったのですけれども、そこに書いてあるかもしれないのですが、住民の方々に分かりやすく伝えるという面で、例えばですけれども、大規模な災害、地震なり土砂崩れなどで、その管路、いわゆる上水道の管路が破損した場合というときに、こういったときにはどういう手順で復旧作業が行われるのかについて伺いたいと思います。例えば水道局さんのほうで、何らか直営班みたいな形でやるのか、それとも先ほど秩父地域管工業事業協同体でしたか、というものがありましたけれども、そういうところをお願いするのか、そこについてもう少し、ちょっと伺えればというふうに思います。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 それでは、清野議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

まず、水道局におきましては、災害によりまして水道施設に損壊が生じた場合には、まずは情報の集約、そして復旧規模の把握を基に応急復旧計画を作成いたします。そして、復旧期間の目標をまず定めまして、住民の皆様の不安の軽減を図ることを目的、第一としております。また、被災した施設の復旧工事におきましては施設管路、こういったものの工事等の優先度をまず考慮しながら復旧作業を進めていくこととなります。先ほども説明させていただきました地元の工事店組合であ

ります秩父広域管工事業協同組合と水道局との間には、災害に関する水道施設復旧に関する協定を締結しております。これによりまして、速やかな復旧工事の発注、契約を締結できる環境を整えております。工事としては、直営ではなく請負になることがほとんどになるかと考えております。

一方で、日本水道協会等への応援要請によりまして、他団体からの応援も期待できることから、これらの応援団体によりまして工事の実施等も想定しておるところでございます。いずれにしましても、災害の規模や災害の種類、こちらに応じまして様々なケースが想定されますが、復旧活動の進展の度合いによりまして、適宜の見直しと住民の皆様への公表を行うこととしております。

また、復旧活動に併せまして応急給水の活動、こちらにも継続して実施しまして、水道局、応援団体と協働しまして、地域住民の皆様への給水活動、医療施設や福祉施設などへの重要施設、こういった場所への対応を優先しまして給水し、生活の安全と生命の安全の確保、努めていくこととしております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。応急復旧計画をつくって、それを前提として災害の規模であったりとか、そういうものに応じて変更があるということですが、よく分かりました。今の説明の中で、秩父広域管工事業協同組合のお話でしたが、この組合というのはどういった事業者、事業者の方だと思うのですけれども、が入っているものなのか、ちょっと具体的に伺いたいというところと、あと秩父地域全体の結構人口が減ってきたりとかする中で、こういった事業体、その組合を組織している事業体自体もなかなかいろいろ存続が大変だったりするのかなということを察するのですけれども、こういった連携している協同というか協定みたいなのを結んでいる組合に対して、この広域市町村圏組合のほうから何らかの支援であったりとか、例えば事務局的な支援であったりとか、そういうことは行っているのかについて伺いたいと思います。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 まず、この秩父広域管工事業協同組合につきましては、秩父郡市内の管工事を実施できる工事業業者さん、現在37者の登録になっております。こちらにつきましては、水道局からの支援等は特には行っていない状況ではございます。現在組合の事務局等とは緊密な連絡を取り合いながら、水道局と組合との関係は良好な状態に保っているかと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。管工事業協同組合さんのことについて、説明ありがとうございました。

37者登録ということですが、ちょっとこういう質問をしたのは、今回防災・減災というところの観点から質問しているのですけれども、やはりその請負によって、もしものときにそういう

事業者の方々をお願いするということ、やはりこういう技術力というのですか、そういうものも地域の中で確保していくということは、一定やはり復旧の円滑化とか、そういう面で必要なことだと思ったのです。そういった面で、こういう組合があるというのはすばらしいことだと思うのですが、もしかしたら今後なかなか、具体的に言えば、一つ一つの事業体自体が存在をこれから続けていくことが難しいというふうになりかねないなと思いました。そういったときに、先ほどの他団体の応援等もあると思うのですが、やはりなるべく地域内でそういった技術力を確保しておくということは重要なことだと思いついて、今後もしかしたらこういう事務局に対しても何らかの支援であったりとか、そういうものが必要ではないかなというふうな観点から質問させていただきました。これは意見としてですが、そういうことも今後検討いただければというふうに思います。

そして、(2)番です。未給水地区への対応についてということで、こちらもありがとうございました。また、なかなか難しかったかもしれないのですが、未給水地区にお住まいの人口についても、1市4町それぞれの人数をご説明いただきましてありがとうございました。皆野町が大変多いのだなということは、まずとても驚いたところでありまして、勉強になりました。

先ほどこの質問の中で、こういう未給水地区についてはどのような対応をしていくことが望ましいと考えますかという質問に対しては、やはり現在のところ何らかの、例えば上水道を新しく布設したりとか、それを新しい給水地区にするというような予定はないというようなご回答だったかなと思うのです。むしろ山間地域の既にあるような小規模水道の維持というのが、目下秩父の広域水道についてのテーマだというのは、前回お答えいただいたとおりかなというふうに感じております。

今回この質問をさせていただいたのは、秩父市の吉田地区の頼母沢という集落の方に私お会いしました。こちら未給水地域となっております。現状としては沢の水を住民の皆様が各ご家庭に引き込んで利用されているというふうになっています。やはり沢の水ですので、この水量がかなり天候によっても左右されてきて、特に冬場など雨が降らない時期になると、ほかの地域に住んでいるご親戚のおうちにお水をもらいに行っているようなこともあるというふうになっています。また、それぞれご家庭へは引込みをしているわけですが、そのメンテナンスというのもご自身たちでしているというところで、例えばそういう集落の中にタンクの設置場所とかを確保するので、そのタンクまでは簡易なポンプ等で水を送っていただいて、自然流下で各家庭に水を配るといった最小限の事業による給水はできないのだろうかというようなご提案というご質問をいただきましたので、今回上げさせていただきました。

先ほどなかなか難しいということだったので、このような声に対して、その実現性についてはどのように考えるか伺います。

議長（木村隆彦議員） 工務課長。

井上昌行工務課長 清野議員の再質問についてお答えいたします。

吉田地域ということに限らず、秩父地域全体としてのお答えということでご理解いただければと思うのですが、先ほど水道局長からも答弁がありましたとおり、水道局が管路を整備して、そのタンクまでに給水するという方法は、やはり費用面、さらに投資効果等を考慮いたしますと困難な状況であると言えます。基本的に、原則的には受益者負担、これは水道をお使いになりたい方、使いたい方がその費用を負担して水道工事を行って引いていただくというのが原則になっております。先ほどのような場所に限らず、どうしても山間部が多いものですから、ただ管を入れていくだけではなく、圧力をかける施設等、ポンプ場の施設等も必要になってきます。そういったところから多額の費用が必要になってくることも予想されます。

そういった理由からも、なかなか水道局として整備をしていくということは難しい状況なのかなということですが、それにしてもその地域にお住まいの方、日々水道の問題に直面していることですので、水道局としてもできる範囲のことは対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。できる限り対応していきたいということで、ご答弁ありがとうございました。

ちょっとこの間ヒアリングのときに伺ったのですけれども、皆野町さんはいわゆる上水道の広域事業の未給水地域について、組合か何かをその地域でつくって、そこに関して自治体として独自に支援をしているというような話を聞いて、今後ちょっと私もこれから勉強させていただきたいと思うのですけれども、ぜひ水道局のほうでも、もちろん広域事業ということで大きな事業を行っているわけですが、住民の皆様が、社会が多分変化していると思うのです。以前は、その地域でも自分たちで給水ができたとか、その対応ができる力が地域ごとにあったかもしれないのですけれども、だんだんとやはり人口減少していく社会ですと、なかなかその地域に住み続けていくときに、そういった水道の自分たちのメンテナンスであったりとか、そういう渇水への対応とか、そういった面で難しさが出てきているのかなというのがこの声の原因かなというふうに思っていますので、ぜひ先ほどお答えいただいたように、できる限り対応をしていただいて、寄り添った水道行政を進めていただければというふうに思います。この質問は閉じさせていただきます。

では、大きな2番です。ごみ収集事業について、ありがとうございました。今日1番議員も午前中ごみの事業について聞きましたけれども、改めて私から質問させていただいた内容は、先ほどなかなか冬場の時期に朝8時までに出すのが難しいというご高齢の方の声があったというようなことを前提に、そういう声はたくさんあるのではないかというふうに思いまして、質問をさせていただいた次第です。先ほどご答弁の中では、実際のところやはり友人や近隣の方や介護ヘルパーの方な

ど、どなたかがごみ出しの役を担われているのだろうということで、まさにそのとおりなのだと思います。ただ、先ほど質問で申し上げたとおり、さらに高齢社会になっていくところだと、今日本全体で孤立という問題がありますが、なかなか共助みたいところも難しくなってきたりしてしまっているのではないかと感じているところを質問になっております。

以前もこの広域の組合の中で、議会で質問があったということで、それに対するご答弁も答えていただきましたけれども、例えばボックスの設置をしているところに関しては、それは地域での取決めというのですか、そういうところで前日に出しても大丈夫というようなところもあるということでした。秩父市についてはステーション方式というのを取っておりますけれども、全国的に見ると、例えば都市部であるとステーション形式とは呼ばないのでしょうか、おうちの前に置いておいたものをどんどん、どんどん収集していくようなやり方があったりとか、そういうごみの収集の方法についてもいろいろな方法があるのだなというふうに思いました。

先ほどご答弁でありましたけれども、例えばステーションの設置というのは、これは広域組合さんの管轄ではなくて、どちらかというところと各市町、特に例えば町会とかそういうところから出ているのでしょうか。ちょっとその辺について、ごみステーション設置というのはどういうふうになっているのか、少し伺ってもいいですか。把握している範囲で結構です。

議長（木村隆彦議員） 業務課長。

関根みどり業務課長 ただいまの質問でございますが、ステーションの設置に関しましては町会のほうで、例えば希望が出たときにここに設置をしたいということで、衛生委員さんと、あと地区で話を決めていただいて、秩父市の場合ですと生活衛生課に話が上がりまして、そこから申請書が業務課に参るわけなのですけれども、それでステーションの設置ができるかどうかの検討をして、可否について結果を返しています。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 詳しくありがとうございます。先ほど答弁の中でもありましたけれども、そのステーション設置に関して、主体は市町かと思うのですけれども、側面的にその広域組合さんのほうでも支援していただくなり、そういうことで社会の変化に対応できるようなごみ収集の在り方を、ぜひこちらも住民の方に寄り添った方法を検討いただければと思ひまして、こちらも閉じさせていただきます。どうもありがとうございます。

最後、消防の業務についてであります。消防職員の技能資格について質問させていただいたことに関する再質問です。こちらも詳しくどうもありがとうございました。大きく二分しますと、技能資格といっても、一つは免許という形で、消防学校のほうで取るものと、それとはまた別にそれぞれの業務をより正確に、より質が高いものとして行うための専門的知識に関する資格というものがあるということで、先ほどの答弁ですと免許に関するところが、つまり消防学校で取るものに関し

てはその支援措置というか、それは行うのだけれども、専門的知識のための資格に関しては、基本的には公費の負担はなく自己負担で行っているというところで、休暇等を利用してされているというところで理解しました。

今回この質問なのですけれども、やはり資格というものは、どうしても個人に帰するものであるなというふうには思うのです。その資格を取ることで自己研鑽をしたりとか、スキルアップするというのは個人についてくるものですから、そういった面でやっぱりその個人が費用を負担するということは考えられると思うのですが、消防士の方々のお仕事というのはまさに消防業務ですから、住民の方々のためにそういうものを取るというふうに考えますと、やはり先ほど消防長からは、できれば理想的には公費の負担であったりとか、例えば資格を取るときも勤務扱いというものができればというのは理想であるというふうなご答弁いただきましたけれども、まさにそのとおりなのかなというふうなところがありまして質問をさせていただきました。こちらそういうお考えということですので、なかなかお金もかかることなのですけれども、できればそういう方向に持っていったほうが望ましいのではないかと思います。改めての質問なのですけれども、どれぐらい例えばお金というのがかかるのかなということも含めまして、またもし今現在その消防士の方々が資格を取った場合に、いわゆる金銭的な補助というわけではなくて、何らかの優遇というのですか、そういうお仕事上で何かされるような措置はされているのかについて伺えればと思います。

議長（木村隆彦議員） 消防長。

黒沢敬三消防長 清野議員の再質問にお答えさせていただきます。

消防におきましては、先ほど私のほうから答弁させていただきましたが、業務に必要なもの、これに関しての免許として、いわゆる消防学校等の研修所に派遣しての資格に関しては公費で賄っております。一概に免許といっても大型免許、こういった自動車等もございしますが、これに関しては自己負担という扱いになるかと思えます。この免許に関しましては、消防本部としては、基本的に現在において公費で負担ということは行っておりませんが、職員が消防のために取得するこの資格、これに対しての何らかの措置を取ろうということで、以前から職員が昇任試験、これを受ける場合の優遇措置としまして受験期間を短縮する、あるいは有する資格の種類によって、その資格に応じた加点を設ける、こういったことをして、職員にある程度の資格を取る環境づくりについて配慮をしているものでございます。

各資格試験の金額等、これに関しましては、大型免許は現在30万円近くのコストを要するということもございます。あと、個々の資格に関しても、それぞれの資格ごとに数万円から、あるいは専門的知識の資格に関して、予防的な面に関しては数千円からというまちまちの費用を要する状況でもございます。しかしながら、議員おっしゃるように、消防といたしましても職員の職場環境、これを含めまして、今後の住民サービスのため検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。そういった昇任試験のことであつたりとか、加点に関してそういう措置が既に行われていることが分かりました。ぜひ、先ほどそれこそ消防長がおっしゃったとおりですけれども、可能な限りよい環境づくりというところで総合的にいろいろ考えていただいて判断をいただければと思いますし、ただ先ほど人員を割いて、そこにやっぱり参加するということが本来の消防業務を滞らせる原因になってはいけないという、そういうテーマもあると思いますので、そこも含めながら理想的な在り方を検討いただければというふうに思います。こちらについても閉じさせていただきます。

最後なのですけれども、まだ時間がありますので、管理者にちょっと質問をさせていただきます。本日私から大きく上水道事業、特に1つは大規模災害発生時の対応について、2つ目は未給水地区への対応について、そして2つ目がごみ収集事業について、3つ目が消防業務について、特に技能資格について質問させていただきましたけれども、本日取り上げさせていただいたテーマの中で、もし管理者としてこれは何かぜひお伝えしたいということのお考えがあれば、伺いたく存じます。よろしくをお願いします。

議長（木村隆彦議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員からの私に対する質問にお答えをさせていただきます。

まず、大規模災害発生時に関する対応につきましては、ご承知のとおり近年国内において自然災害の激甚化は顕著でございます。秩父地域におきましても常に身近に起こり得る状況にあると肝に銘じておるところでございます。また、ご承知のとおり、先日大滝の中津川地区で発生いたしました大規模な土砂崩落事故につきまして、人的被害がなかったことは不幸中の幸いであつたというふうに思っております。現在当組合で実施している事業のうち水道事業は、災害発生時に地域住民の生命と生活を守る重要な事業であると認識してございます。また、災害発生時におきましても事業を継続できる体制の構築は必要不可欠であり、マニュアルの整備、災害、そしてまた想定した訓練等も有事を想定し、実施しているところでございます。

また、想定外ということもよく言われておりますが、また想定外ということのないように、災害の規模が大規模化している昨今でもございますので、各構成市町、埼玉県、関連団体等の広域的な業務は、災害を乗り越える上でさらに重要になってくるものと考えております。

次に、未給水地区の問題につきましては、地理的要因と人口減少の問題を大きく左右することと考えております。私といたしましては、未給水地域における水の安全と水道事業の費用対効果を見極めながら、慎重に対処する必要があると考えております。

次に、ごみ処理の事業のごみ出しにつきましてのご質問でございますが、秩父圏域は少子高齢化が急速に進んでいる地域であり、高齢者への福祉施策は重要なテーマであると考えております。今

回のごみ出しのような問題をはじめ、地域でできること、またいろいろと課題があるかと思いますが、私どもで考えておりますのは、まずその地域内の問題を情報の共有をさせていただきながら、組合、そしてまた市町が連携して考えていきたいと考えております。

続きまして、消防職員の技能資格につきましてのご質問ですが、消防の業務は住民の生命、そしてまた身体、財産を守ることという大変重要な事業でもございます。今回ご質問の技能の資格、消防職員がその業務を適切に遂行する上で必要不可欠とされるもので、住民の安心安全はもとより、住民サービスの向上においても必要であると考えております。今後は消防等におきましても、必要とされる技能資格を職員が取得しやすい体制づくりと、その後の検討につきまして今後さらに検討を進めながら、消防職員の意識の高揚、そしてまたやる気をそがないように考えて取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 管理者、どうもありがとうございました。今回大きく3つ質問させていただいたのですが、各般にわたり管理者からのご答弁ありがとうございました。社会の変化の中で新たなニーズも生まれてきているというところで、広域行政におかれましてはたくさんテーマがあって大変かと思うのですが、ぜひ住民の皆様のためによりよい行政運営をしていただければというふうに願っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） これより議案審議に入ります。

議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第14号 専決処分について、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。本一部改正条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年9月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。この議案につきましては、国の規則改正に伴い、国家公務員の制度に準じて育児休業の取得回数の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について所要の改正を行うとともに、文言の修正を行ったものでございます。

まず、議案書3ページ上段、第1条の秩父広域市町村圏組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、第14条第2項第15号に規定する職員の配偶者が出産した際、子の養育のために取得できる、いわゆる子の養育休暇の取得を人事院規則の一部改正に伴う国家公務員の育児休業制度等の変更に準じて、出産後8週間としていたものを1年まで可能とするものでございます。

次に、第2条の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、人事院規則の一部改正に伴う国家公務員の育児休業制度等の変更に準じて、非常勤職員がより育児休業を取得しやすくなるよう条件を緩和する改正を行うものでございます。具体的には、議案書の3ページ中段、第2条から5ページ、第3条の2までの改正においては、現在例えば1歳から1歳6か月到達日の子について育児休業を取得する際には、1歳到達日時点で育児休業を取得している必要がございましたが、この制限を撤廃するなどにより、配偶者と交代で育児休業を取得することが可能となります。また、父親が産後8週間以内に取得できる育児休業が通常の育児休業とは別に制度化されたことにより、それぞれ原則2回までの取得が可能となるなど、育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行日を令和4年10月1日とさせていただきます。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(木村隆彦議員) 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(木村隆彦議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（新井常男会計管理者登壇）

新井常男会計管理者 議案第15号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページ、令和3年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧ください。一番上の表で、歳入額は34億8,909万2,306円、歳出額は31億7,060万2,956円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は3億1,848万9,350円でございます。このうち繰越明許費が1,171万7,800円でございますので、令和4年度へ繰り越す実質収支額は3億677万1,550円でございます。令和2年度と比較いたしますと、歳入額は1億9,565万2,385円の減額、歳出額は2億3,167万6,686円の減額となっております。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書8ページから15ページが歳入に係る部分でございます。決算額につきましては、収入済額欄、備考欄でご説明申し上げます。まず、8、9ページを御覧ください。1款分担金及び負担金26億6,004万9,000円につきましては全額市町の負担金で、歳入決算額に占める割合は76.24%でございます。この負担金につきましては、組合規約に定められている負担区分に従いまして、構成市町から年3回に分けて納めていただいているものでございます。

なお、次の10、11ページの5目消防費負担金と6目特別負担金には、令和2年度からの繰越明許費分が含まれております。特別負担金220万円については、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業のうち、消防本部庁舎仮眠室・シャワー室等改修工事設計業務委託分でございます。

中段、2款使用料及び手数料の収入済額3億4,605万9,540円のうち2項手数料は3億1,762万540円でございます。主な収入は、1目清掃手数料、1節廃棄物処理手数料の処理施設持込分1億4,079万2,140円と有料指定ごみ袋分の1億6,264万3,750円で、使用料及び手数料の87.68%を占めております。

下段、3款財産収入212万3,877円は、土地建物の貸付収入が主なものでございます。

12、13ページを御覧ください。4款繰越金2億7,801万4,049円は、令和2年度からの繰越金でございます。

その下、5款諸収入1億2,832万8,040円のうち2項雑入は1億2,831万8,205円でございます。主な収入は、秩父クリーンセンター売電収入7,638万9,122円と秩父環境衛生センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却代の4,763万2,668円で、諸収入の96.64%を占めております。秩父クリーンセンターにおける令和3年度の発電実績は、発電設備を年間339日運転し、988万8,470キロワットアワーを発電いたしました。このうち所内で使用した電力量を除いた528万3,541キロワットアワーが売電収入となっております。また、有価物売却代金の主なものは缶類、紙類、アルミ殻、銅線類、ペットボトルなどです。

次に、14、15ページを御覧ください。6款組合債7,430万円は消防費に係るもので、消防ポンプ自動車購入に3,990万円、高度救命処置用機材を搭載した救急自動車の購入に2,440万円、秩父消防本部庁舎仮眠室・シャワー室等改修事業に1,000万円の借入れをしたものでございます。

その下、7款県支出金21万7,800円は、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会消防・救急体制整備費交付金でございます。

歳入合計は、予算現額34億6,653万4,000円、調定額34億8,909万2,306円、収入済額34億8,909万2,306円、収入未済額はございません。

続きまして、16ページから39ページ、歳出について申し上げます。決算額は支出済額欄、備考欄でご説明申し上げます。まず、16、17ページを御覧ください。1款議会費214万124円につきましては、議員報酬及び定例会、臨時会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

中段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億2,678万5,712円でございます。このうち再任用職員を含む職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で1億1,022円でございます。

次に、18、19ページを御覧ください。12節委託料1,175万1,472円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等各システムの保守業務に係るものでございます。

その下、13節使用料及び賃借料634万1,397円の主な支出は、財務会計、人事給与システム等各システムの使用料と職員に貸与しているノート型パソコンのリース料でございます。

18節負担金、補助及び交付金59万6,638円の主な支出は、契約検査課の県共同入札システム利用に係る負担金でございます。

次に、20、21ページを御覧ください。2項監査委員費の16万9,940円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

3款民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費の4,587万4,150円は、介護認定審査会業務に係る経費で、1節報酬1,325万8,950円のうち1,241万8,000円は、審査会委員の審査会及び研修会への出席に対する報酬でございます。会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は、2,424万3,887円でございます。

12節委託料307万6,920円、13節使用料及び賃借料361万5,040円の主な支出は、介護認定審査会システムに係る経費でございます。

2目自立支援審査会費1,049万75円は、審査会委員報酬及び職員の人件費などでございます。

次に、22、23ページを御覧ください。4款衛生費、保健衛生費、結核予防費、12節委託料1,722万170円は、圏域住民など5,621人分のエックス線撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

その下、2目循環器検診費、12節委託料624万9,100円は、圏域内市町の小学生及び中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

3目救急医療施設費、12節委託料2,272万500円は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。

18節負担金、補助及び交付金3,496万円は、二次救急における病院群輪番制の秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院への運営助成としての補助金でございます。

中段、4目斎場費は8,571万6,239円でございます。会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は2,127万4,306円でございます。

次に、24、25ページを御覧ください。12節委託料3,550万1,786円の主な支出は、火葬炉運転業務委託料2,354万円のほか、施設に係る清掃保守点検等委託料でございます。

13節使用料及び賃借料535万6,511円の主な支出は、施設の敷地賃借料399万6,408円でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費は9,411万6,342円でございます。このうち職員に係る人件費は3,314万6,155円でございます。

最下段の10節需用費、消耗品費3,487万9,822円のうち主なものは、有料指定ごみ袋の製作購入費でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。12節委託料の主な支出は、廃棄物処理手数料収納業務委託料2,158万8,002円でございます。廃棄物処理手数料収納業務委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、額面金額の13%を販売取扱委託料として支払うものでございます。

中段、2目クリーンセンター費は5億4,796万7,627円となっております。このうち会計年度任用職員を含む職員に係る人件費は3,488万5,008円でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。12節委託料4億3,790万6,331円の主な支出は、クリーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び焼却灰再資源化処理業務、ばいじん等再資源化

業務委託料等でございます。

また、蒸気タービン発電設備法定検査整備業務委託料の2,398万円は、電気事業法に基づく4年に一度の定期安全管理審査を受検するための整備費用でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。14節工事請負費210万円は、1階トイレの配管改修工事でございます。

中段、3目環境衛生センター費は1億4,924万5,520円でございます。このうち職員に係る人件費は3,631万773円でございます。

最下段の12節委託料9,878万4,275円の主な支出は、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら埋立量を極力少なくしているものでございます。

次に、32、33ページを御覧ください。中段、4目廃棄物収集費、12節委託料1億9,140万円は、合併前の旧秩父市分と旧町村分及び4町に分けて2業者へ収集業務を委託しているものでございます。

その下、5款消防費、1項消防費、1目常備消防費は15億1,418万3,318円でございます。このうち再任用職員を含む職員に係る人件費は12億8,924万6,809円、消防費全体の85.14%を占めております。

次に、34、35ページを御覧ください。中段、12節委託料3,738万8,886円の主な支出は、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料2,343万円でございます。また、本部庁舎仮眠室・シャワー室等改修工事設計業務委託料は220万円でございます。

13節使用料及び賃借料1,384万6,533円の主な支出は、本部庁舎敷地賃借料883万5,000円で、秩父市から特別負担分として収入されたものを支出したものでございます。

次に、36、37ページを御覧ください。14節工事請負費1,620万3,000円の主な支出は、本部庁舎仮眠室・シャワー室等改修工事1,376万1,000円でございます。

17節備品購入費7,592万7,350円の主な支出は、消防ポンプ自動車を4,477万円で購入して東分署へ、救急自動車1,771万円、搭載する高度救命処置用資器材1,065万9,000円の合わせて2,836万9,000円で購入した救急自動車を西分署に配備したものでございます。

その下、18節負担金、補助及び交付金は736万110円でございます。その主な支出は、埼玉県消防学校研修負担金111万7,930円、救急救命士研修負担金401万2,000円でございます。

次に、6款公債費3億1,101万8,282円は組合債の元利償還金でございます。

38、39ページを御覧ください。7款諸支出金999万9,184円は、公共施設整備基金に積み立てたものでございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は31億7,060万2,956円ございました。

以上が令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。この決算に

つきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。初めての組合議会での決算の認定についてなので、少し多いのですが、申し訳ございません、よろしくお願いします。

まず、歳入につきまして、決算書の11ページ、2款1項1目1節の火葬場使用料についてですが、こちら圏域外ということで219万7,000円が計上されていますけれども、具体的にはどのようなケースで圏域外としての利用があるのか教えていただければと思います。

続きまして、同じく11ページ、2款2項1目1節の廃棄物処理手数料における有料指定ごみ袋に関してですが、先ほど説明がありましたけれども、こちら全体で1億6,264万3,750円計上されておりますけれども、その中で事業系ごみ袋、可燃ごみ袋、不燃ごみ袋とありますが、それぞれの販売枚数の実績を教えていただければと思います。

また、それに続きまして可燃ごみ（過年度分）336万5,000円と不燃ごみ袋（過年度分）10万1,250円が計上されておりますけれども、こちらどういった理由で計上されているのか教えていただければと思います。

同じく11ページ、3款1項1目1節の土地貸付収入につきまして、こちら秩父リサイクルセンター土地貸付収入、収入済額が49万17円となっておりますけれども、こちらはどのような理由で計上されているものか教えてください。

歳出についてもう一点、13ページの5款2項1目1節雑入の、先ほど少し説明がありました有価物売却代、こちら4,763万2,668円計上されておりますけれども、その中で大きな割合を占めておりますのが、先ほど説明がありました缶、紙類、金属類、アルミ殻、銅線類、そしてペットボトルになりますけれども、それぞれの売却量と買取り単価について教えていただければと思います。

続きまして、歳出です。決算書の27ページ、こちら、これは……すみません、先ほど説明があったので大丈夫です。今のはなしです。

決算書29ページの4款2項2目12節委託料、秩父クリーンセンター運転管理業務委託料、こちら1億3,722万7,200円、続きまして1号炉及び共通設備法定定期点検整備業務委託料6,523万円、2号炉の本体整備法定定期点検整備業務委託料5,588万円についてですが、それぞれ委託先と委託契約の期間について伺えればと思います。

続きまして、31ページ、こちら先ほど少し説明がありましたが、4款2項3目12節の委託料、廃

棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円、こちら先ほど施設の延命化のための最終処分の量を減らすためということでしたけれども、こちらの委託料と委託契約の期間について、こちらも教えていただければと思います。

歳出、最後です。33ページ、4款2項4目12節の委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億9,140万円について、こちら吉田、大滝、荒川地区を除く秩父市分が9,174万円、秩父市吉田、大滝、荒川地区及び町分の9,966万円について、こちらそれぞれの委託先と委託契約の期間について教えてください。

最後、決算書の49ページです。こちら財産に関する調書の中で1点のみ聞かせてください。49ページの3の基金の中にあります(1)の公共施設整備基金につきまして、こちら前年度の現在高が177万円です。令和3年度における増減額として、増として999万9,000円ということになっておりますけれども、その結果決算年度末現在高が1,176万9,000円というふうになっているという説明ですけれども、この基金の設置の目的と今後の運用についての考えがあれば、伺えればと思います。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 業務課長。

（関根みどり業務課長登壇）

関根みどり業務課長 ただいま清野議員からご質問をいただいた内容が多岐にわたっておりますので、答弁につきましてはおのおの担当からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、業務課が所管いたします歳入の火葬場使用料、廃棄物処理手数料、歳出の廃棄物収集費の一般廃棄物収集運搬業務委託についてお答えいたします。

まず、決算書11ページ、火葬場使用料のうち圏域外として利用するケースについてでございますが、この圏域外としての料金区分の対象になる方は、亡くなった方が構成市町内に住所がなく、かつ秩父斎場の使用許可申請をする方、いわゆる喪主の方になろうかと思いますが、その方の住所も構成市町内にない場合の方が該当いたします。この圏域外としての料金区分で秩父斎場をご利用いただくケースといたしましては、圏域外の方が山の事故等で秩父でお亡くなりになり秩父斎場を利用する場合、また圏域外の住所の方が圏域内の病院や施設に入院中や入所中でお亡くなりになり秩父斎場を利用する場合、また秩父圏域外の近隣にお住まいの方が秩父斎場を利用する場合等が挙げられます。

次に、同じく決算書11ページの廃棄物処理手数料の有料指定ごみ袋のそれぞれの販売枚数の実績でございますが、種類別に申し上げますと、事業系ごみの可燃が17万5,000枚、不燃が5,500枚、可燃ごみ袋の大型が323万5,000枚、中型が100万1,500枚、小型が20万6,500枚、不燃ごみの大型が13万9,750枚、中型が6万枚、小型が2万3,000枚でございました。

また、過年度分の可燃ごみ336万5,000円、不燃ごみ袋10万1,250円でございますが、秩父市内にある大型店舗4店舗分に係る令和2年度3月納品分の代金の納入が出納整理期間の5月末日までに入

金にならず、過年度分収入として令和3年度収入に計上となったものでございます。その理由でございますが、当該大型店舗は4店舗分の代金を収納代理金融機関である市中銀行にて、納入通知書による振込手続を令和3年5月25日に行っておりましたが、金融機関において納入通知書は文書扱いによる処理となり、収納まで平日5営業日の時間を要するため、収入未済となったものでございます。

なお、令和3年6月1日には全額収納となっております。

次に、決算書の33ページ、廃棄物収集費の一般廃棄物収集運搬業務委託料1億9,140万円の内訳でございますが、主要な施策の成果報告書の42ページのほうにも記載がございますが、まず吉田、大滝、荒川地区を除く秩父市分の9,174万円の委託先は、横瀬町に住所のある昭和通運株式会社でございます。また、秩父市吉田、大滝、荒川地区及び町分の9,966万円の委託先は、秩父市内に住所のある秩父通運株式会社でございます。契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 環境衛生センター所長。

（関河 緑秩父環境衛生センター所長登壇）

関河 緑秩父環境衛生センター所長 私のほうからは、環境衛生センター所管分についてお答えいたします。

まず、決算書11ページの土地貸付収入、秩父リサイクルセンター土地貸付収入49万17円についてお答えいたします。秩父リサイクルセンターは、不燃ごみ、資源ごみの有効な資源化を図ることを目的として分別、選別を行うために秩父リサイクル事業協同組合が当組合の秩父環境衛生センター内に整備し、運営している施設でございますので、その土地貸付収入でございます。

次に、13ページ、雑入の有価物売却代4,763万2,668円のうち大きな割合を占める品目の売却量と買取り単価でございますが、それぞれの売却量と年間の1トン当たりの税込み平均単価をそれぞれ申し上げます。缶のうちアルミ缶は103.07トンで20万1,397円、スチール缶は182.01トンで3万5,632円、紙類の主なもので、新聞紙は456.47トンで3,300円、段ボールは593.19トンで3,057円、金属類の主なものでシュレッダー鉄材は395.32トンで4,400円、ギロチン鉄材は120.97トンで7,700円、アルミ殻は39.12トンで12万6,636円、銅線類は16.13トンで16万9,879円、ペットボトルは116.66トンで3万4,359円でございます。

次に、31ページ、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円の委託先は、秩父リサイクル事業協同組合で、委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日でございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） クリーンセンター所長。

（佐宗孝幸秩父クリーンセンター所長登壇）

佐宗孝幸秩父クリーンセンター所長 ご質問のうち、クリーンセンター所管分についてお答えいたします。

決算書の29ページの委託料です。秩父クリーンセンター運転管理業務委託料1億3,722万7,200円の委託先はテスコ株式会社埼玉支店で、委託契約期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

1号炉及び共通設備法定定期点検整備業務委託料6,523万円と2号炉本体設備法定定期点検整備業務委託料5,588万円の委託先は日立造船株式会社東京本社で、委託契約期間は令和3年9月7日から令和4年3月25日までとなっております。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 管理課長。

（本峯治彦管理課長登壇）

本峯治彦管理課長 清野議員から決算書49ページ、公共施設整備基金の設置目的と今後の運用についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

公共施設整備基金への積立てにつきましては、これまで定例会において各議員から基金の設置の必要性についてご質問を受けたことがございますが、理事会で協議を行い、クリーンセンターや秩父斎場といった施設を管理している組合は、定期的な施設整備や突発的な施設の修繕等に対応できるようある程度の基金の積立てがあったほうがよいということでご理解をいただきまして、令和3年度から基金に積み増しをすることとしたものでございます。組合一般会計歳入予算の約7割が市町負担金となっておりますので、ただいま申し上げましたように突発的な支出等による市町負担金への影響を極力抑えていきたいと考えておるところでございますので、これを鑑みまして、3,000万円程度の基金の積立てができればと考えております。各年度の基金への積立額については、財源となる繰越金の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

計画的な施設整備等に係るものにつきましては、市、町のご理解をいただく中で予算化していくものと考えておりますが、基金の在り方、またその使途や運用につきましては理事会に諮り、協議をいただきながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） 16番、猪野武雄でございます。私のほうからは、何点か主要な施策の成果報告書のほうから伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

1点目ですけれども、11ページになります。中央部分にストレスチェックというのがございまして、原則これ50人以上の事業所においてしなければいけないということなのですけれども、50人未満のところもやっているということで、広域においては全ての職員のストレスチェックが行われた

のかなというふうに思っておりますけれども、この結果をどのように受け取ったのか、またその対応状況についてお伺いします。

2つ目ですけれども、12ページ、次のページですけれども、12番に情報公開並びに個人情報の運用状況ございますけれども、この(1)のところでは情報公開・個人情報保護審査会の状況ありますが、公開が21件、部分公開が3件、この中身について教えてください。

それから、14ページになります。(3)で最低制限価格、一般競争入札のところですが、変動型最低制限価格を設定して試行しているということなのですから、この変動型最低制限価格、これどのようなものなのか、それについてちょっと教えてください。

最後、もう一つです。36ページになります。4の2の3で環境衛生センター費、1の施設概要のところがございますけれども、今のところ埋立ての終了予定、令和17年3月末とあります。先ほど来の答弁の中で、大事に使っていくのだということですが、17年3月までには埋立てが終わると。後の候補地につきまして、これ非常に迷惑施設等になるのだと思いますけれども、後の候補地をどのように考えているのか、この4点教えてください。よろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 管理課長。

(本峯治彦管理課長登壇)

本峯治彦管理課長 ただいま質問いただいた、ストレスチェックの状況についてお答えをいたします。

ストレスチェックにつきましては事務局、消防本部、水道局職員の全職員を対象に、28年度から実施しております。ストレスチェックの結果は職員個人に対して通知をされ、自身のストレス状況を把握することでストレスをためないよう対処し、生活に生かしていくツールとして利用しております。また、組合に対しては事務局、消防本部及び水道局の組織ごとのストレス状況の分布について報告を受けております。これは、仕事の負担と職場のサポートの状況からストレスの度合いを数値で確認することができるもので、職場環境の改善に役立っているところでございます。

令和3年度につきましては事務局職員34名、水道局44人、また消防職員のストレスチェックを行いまして実施をしたところでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 契約検査課長。

(濱田雅之契約検査課長登壇)

濱田雅之契約検査課長 それでは、私のほうからは変動型最低制限価格についてお答えをさせていただきます。

予定価格の算出基礎となりました設計書に基づきまして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費におのおのの算定率を乗じた最低制限基準額を求めます。通常は、この価格が最低制限価格となります。この基準額にランダム係数0.9991から1.0000の範囲で0.0001刻みの10通りの係数を乗じて算定した金額を最低制限価格とするものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 環境衛生センター所長。

（関河 緑秩父環境衛生センター所長登壇）

関河 緑秩父環境衛生センター所長 私のほうからは、秩父環境衛生センターの埋立て終了予定、令和17年3月とありますが、それ以降の予定について、今後の予定についてお答えさせていただきます。

現在の管理型埋立処分場は、平成2年度から平成16年度までの15年間の予定で埋立てを開始しましたが、この間に減量化を行い、処分場の延命化を図れたことから埋立期間延長を行いました。第2期目は、平成17年度から令和元年度までの15年間となりました。さらに資源化、延命化を進めたことにより、令和2年度から令和16年度までの15年間の許可が下り、第3期目として使用しております。今後の施設の更新については、今のところ未定でございます。

議長（木村隆彦議員） 管理課長。

（本峯治彦管理課長登壇）

本峯治彦管理課長 ただいまのご質問、情報公開並びに個人情報の運用についてというところで、情報公開・個人情報保護審議会の開催の内容についてというご質問ですけれども、令和3年度につきましては情報公開の請求が、この表のとおり24件ございました。内容といたしましては、消防の施設の消防使用届等に係るもの、水道につきましては水道局に係る工事、設計業務に係る金額入りの設計書に対するもの等がございました。この審議会は、それぞれの請求内容についてご報告をさせていただきました。また、個人情報保護法関係の条例の改正等がありましたら、その改正の説明をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） それぞれの方々にはありがとうございました。

ストレスチェックのところですが、実施はしましたという答弁があったのですが、実施の結果についてどうだったのか。あと、対応状況、分かりましたらお願いします。

議長（木村隆彦議員） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に続き会議を開きます。

再開いたします。

管理課長。

本峯治彦管理課長 先ほどのストレスチェックの結果等の状況ですけれども、この診断によりましてストレス不調の方というのは、高ストレス者と診断されます。この方については、検査機関のほうからご本人へ直接診断結果が参りまして、こういった方たちには医師による診察、診断が受けられることとなります。去年は数名おったようですけれども、特に医師の診断を受けるほどのものではなかったということで、実際には医師の診療、そういうことは受けなかったということがございました。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） なかなかこのストレスチェック、本人しっかりと、真摯にチェックをしているのでしょうかけれども、それで全て大丈夫かという、私はなかなかそうではないなと思います。仕事上のストレスがあったり、あといろんなハラスメントの中で職員は仕事をされていると思います。ですから、このストレスチェック以外にも職員の相談を受けるような形で、職員からの意見を吸収しやすいような形でもって、早く悩んでいる職員を調べて、吸い上げていただく。早いうちに対処していくということで、仕事への影響を最低限にするというような取組が必要だと思っておりますけれども、これにつきましてどのように考えていますでしょうか。

議長（木村隆彦議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 ただいまの猪野議員の再々質問でございますけれども、今議員のほうからご質問がございましたとおり、職員のストレスにつきましては事務局としても考えていかななくてはならないということがございまして、今後いろんな、ストレスチェックに限らず、様々な面で検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

（「16番」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 16番、猪野議員に申し上げます。質疑に対しては3回までとなっておりますので……

（「ほかの項目でよろしいですか」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 15号についてということですので、3回までとなるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

他に質疑ございませんか。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 通告はしていないのですけれども、許可を願いたいと思っております。

1つは、病院群輪番制病院運営事業補助金の3,400万円程度の金額なのですけれども、これの積算根拠です。それと、過去からの推移が分かれば教えてください。額がちょっと、安心安全を守るた

めには少ないような気がいたします。23ページですね。

それと、細かいことなのですけれども、17ページ、議員報酬がありますよね。議員報酬、報酬の条例があると思うのですけれども、それで決められてありますと思いますので、これ過去にずっと変わっていないわけなのですけれども、その積算の根拠と類似団体との比較が分かればお願いします。

それと、その下の総務費の一般管理費ですが、正副管理者・理事が5,000円と書いてあります。これも経緯は分かるのですけれども、これも16年ぐらい前に多分なっただけだと思うのです。多分1人1,000円だと思うのですけれども、これの減額前の報酬を知りたいのです。これも類似団体というか、一部事務組合で、他の事務組合の管理者等の給与はどうなっているかということなので、ちょっと事前通告ないので、もし駄目ならば書面で出してもらえば構わないのですけれども。要は輪番制のほうはちょっと教えていただけたら。

もう一つは、その1,000円というのは、当時で言う科目設定なのですよね。ゼロ円にできなかった。当時栗原さんが管理者のときに唐突に出して、議会のほうも1,000円にしろとおっしゃったのですけれども、それは否決になった経緯があります。私はあれのとき、法人格が違いますから、元の自治体で給与をもらっていても、これは今後広域行政ってすごく大変で、今日はここにずっといるわけなのですけれども、その前に理事会もあり、いろいろあるわけですから、適正に戻すべきなのではないかと思って、これを今後の課題にさせていただきたいなと思って質問しました。ですから、管理者にもちょっとその辺を、経緯知っている人なかなかいないので、どう思うか聞きたいと思いますけれども。当時の担当者でも構わないのですけれども。

議長（木村隆彦議員） 関根議員に申し上げます。なかなか今の質問に対して答弁する時間的な余裕、それから資料等というのが、かなり当局としてもそろっていないのではないかなというふうなことでございますので、書面をもって答弁に代えさせていただくということではいかがでしょうか。

10番（関根 修議員） それでいいです。ただ、輪番制のほうだけは額がちょっと少ないような気がするのです、これはどういう根拠でやっているかと。後半の1,000円のあれは調べていただいて、次回最初に2月あるから、また質問しますので。

議長（木村隆彦議員） では、以上のような形で、関根議員の質問に対しましては、輪番制は今答えていただいて、その他のものに関しましては2月の議会において答弁をさせていただくということでよろしいでしょうか。

10番（関根 修議員） 本人はいいです。皆さんはいいですか。

議長（木村隆彦議員） 議場の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） よろしいということでしたので、輪番制については答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

警防課長。

(黒沢武徳専門員兼警防課長登壇)

黒沢武徳専門員兼警防課長 ただいま質問にありました病院群輪番制病院の補助金の額に関して答えさせていただきます。

まず、病院群輪番制ですが、秩父管内3病院、秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院に対して補助金を交付しております。その趣旨といたしまして、秩父広域市町村圏組合を組織する市町における救急医療を確保するため、病院群輪番制病院運営事業に従事する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付するということになっております。それと、組合補助金等交付に関する規則に基づき、各交付機関からの事業実績報告書の提出に伴い支払うことになっております。その対象経費といたしまして、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等でございます。その報告書等から算定といたしまして、8万円の基準額を設けております。8万円掛ける当番日数を掛けた日数が補助金の金額となっております。

以上でございます。

議長(木村隆彦議員) 10番、関根修議員。

10番(関根 修議員) 輪番制の日数だとか、そういうのが現実的には減ったり、秩父病院が1日だけになったりとかいうのは、やはり職員の確保だとか費用対効果の面から、なかなかうまく回らないということであると思うのです。ですから、規定は規定で分かるのですけれども、規定の見直し等を今後考えていく必要があるのではないかと思います。その辺は、管理者どうお考えですか、それだけお聞きいたします。

議長(木村隆彦議員) 管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 関根議員のご質問にお答えをさせていただきます。

過去の経緯というのをまだ承知しておりませんので、今までの歴史を含めて、それを基に見直しをできるものは見直しをして、今固定するべきものはこのまま固定させていくという判断を今後させていただきますと、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長(木村隆彦議員) 10番、関根修議員。

10番(関根 修議員) ぜひ検討する価値がある問題ですので、前向きに考えていただきたいと思います。現場で、先日講演会を花輪先生からいただきましたけれども、やはりいろんな諸般の事情が病院にはあって、やっぱり過去の事例から大分、これは聞いていて危機感がありました。議員諸氏もそう思っているのではないかと考えているのですけれども、ぜひ広域行政、地域医療の拡充のために救急病院はどうするのか努めなければいけない問題ですので、ぜひ管理者と理事者等、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第16号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につ

きましてご説明申し上げます。

本補正は、令和3年度一般会計決算に係る繰越金及び県補助金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費及び事業費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。本補正は、第1条にありますように、現計予算の総額32億7,405万7,000円に歳入歳出それぞれ1億8,748万4,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を34億6,154万1,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。歳入は、第4款繰越金、第1目繰越金を1億8,677万1,000円増額し、補正後の額を3億677万1,000円とするものでございます。議案第15号で認定をいただきました令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金の3億671万1,550円から令和4年度当初予算の繰越金に計上いたしました1億2,000万円を差し引いた金額でございます。

第7款県支出金、第1目消防費県補助金は71万3,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症患者の移送に対する負担金を受けたものでございます。

歳入合計で1億8,748万4,000円の増額補正となります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出は、本年度の職員配置に基づく人件費補正でございます。各費目の人件費補正内容につきましてはこの後ご説明を申し上げますが、人件費を総額で784万7,000円減額したいものでございます。

第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費を144万5,000円減額し、補正後の額を1億4,092万円としたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を228万9,000円減額し、補正後の額を4,883万5,000円に、第2目自立支援審査会費は人件費を94万6,000円増額し、補正後の額を1,159万3,000円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては人件費を218万1,000円増額、電気料金等の高騰に伴う需用費を565万5,000円増額し、補正後の額を9,294万7,000円としたいものでございます。

12、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を737万3,000円減額し、補正後の額を8,538万8,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては人件費を915万7,000円増額、需用費を208万7,000円増額し、補正後の額を5億6,889万9,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては人件費を750万4,000円減額、需用費を164万8,000円増額し、補正後の額を1億4,717万円としたいものでございます。

14、15ページをお開き願います。第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を152万円減額、委託料を10万円増額し、補正後の額を13億7,416万6,000円に、第2目消防施設費につきましては需用費を81万円増額、委託料を132万円減額し、補正後の額を1億4,495万4,000円としたいものでございます。

第8款予備費につきましては1億8,635万1,000円増額し、補正後の額を2億1,635万1,000円としたいものでございます。歳入補正の1億8,748万4,000円から第2款総務費から第5款消防費までの計113万3,000円の増額分を除いた1億8,635万1,000円を増額するものでございます。

歳出合計で歳入合計と同額の1億8,748万4,000円の増額補正となります。

最後に、16ページから給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（木村隆彦議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（木村隆彦議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（古屋敷光芳水道局長登壇）

古屋敷光芳水道局長 議案第17号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）

についてご説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。本補正は、水道料金、負担金、委託料、動力費等の収入及び支出の変更と既済みの継続費の補正をし、債務負担行為を新たに追加設定するものでございます。

まず、第1条は省略いたしまして、次に第2条の収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入、第1款第1項営業収益でございますが、1,140万円を減額するものでございまして、秩父市物価高騰対策事業、秩父市が実施する水道基本料金減免措置に伴う水道料金収入の減額及び負担金の増額によるものでございます。

次に、第2項営業外収益につきましては2,517万2,000円を増額するものでございまして、課税売上げの減少に伴う消費税及び地方消費税還付金の増額、定住自立圏負担金の増額を見込んだことによる補正でございます。

次に、収益的支出、第1款第1項営業費用でございますが、4,543万2,000円を増額するもので、主に電気料金の高騰に伴う動力費の増額をするものでございます。

次に、第3条につきましては、今回の補正予算に伴い資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正をするものでございます。

次に、第4条でございますが、継続費の総額、年割額の変更を行うもので、現在の世界情勢に起因する物価上昇、資材費の高騰に伴い、当初予算額に不足する事業費を確保するとともに、橋立浄水場配水池等更新工事につきましては資機材費等の調達遅延を考慮しまして、施工期間延長を行うものでございます。

次に、第5条につきましては、債務負担行為の追加計上をするものでございまして、新年度、令和5年度の実施工事に対しまして、現年度、これは令和4年度中ということでございますが、予算額のゼロ円、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、入札、契約等の手続を現年度中に行い、新年度早期の着工を図るものでございます。今回試行的ではございますが、御覧の7件の工事等を予定しております。

11ページは、継続費の補正内容を事業ごとの補正内容でございますので、ご確認をいただければと存じます。

以上で議案第17号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（木村隆彦議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。1点のみ聞かせていただきます。

補正予算（第2回）説明書の13ページなのですがすけれども、こちら収益的収入及び支出の中の収入の1款1項1目1節水道料金ありますね。こちらが補正予定額が1億4,300万円の減額となっております。続きます1款1項3目3節の他会計負担金が1億3,160万円の増額というふうになっており

ますけれども、こちらは秩父市物価高騰対策事業の実施によるものであると認識しているのですが、こちらの額のそれぞれの算出の根拠について伺えればと思います。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、清野議員の質問に対してお答えいたします。

今回の補正予算（第2回）の説明書の13ページ、見積書の収入の部、1款1項1目1節になりますか、水道料金の1億4,300万円のこちら減額につきましては、秩父市物価高騰対策事業の実施に伴う水道の基本料金の減免措置によるもので、令和4年11月から令和5年の12月請求分までの4か月分の料金の減収の見込額でございます。こちらの金額につきましては、秩父市内に住所のあります契約およそ2万7,000件分の基本料金の算定実績を基に積算した金額でございます。

なお、こちらの金額につきましては、基本料金に消費税及び地方消費税分を含んだ金額でございます。

同じく収入の部、こちら1款1項3目3節、他会計負担金の1億3,160万円の増額につきましては、今回の事業実施に伴います料金減収分を秩父市から負担金として繰り入れることによる増加でございまして、消費税及び地方消費税を除いた金額になっております。4か月分の基本料金1億3,000万円と今回の事業実施に伴います、水道局におけます事務的な経費160万円を合算しまして1億3,160万円としたものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。

では、確認なのですが、こちらの給水収益の減収というのは、その秩父市の基本料金のところが減る分ということと、それで次のその他の営業収益のほうの他会計負担金では、逆に秩父市からこれが入ることなのなのですが、ここで営業収益全体では1,140万円の減収になるわけなのですが、この差額というのは生まれて当然というか、生まれるものなののでしょうか。すみません、その理由というか、生まれてしまうということによろしいのでしょうか。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 1点、初めに先ほど水道料金の減免措置の期間としまして、令和4年11月から令和5年の2月請求分までということで訂正をさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

そして、ご質問いただきました差額分についてでございます。こちらにつきましては、予算上の料金の収入見込額につきましては、消費が伴うものということの扱いになりまして、消費税を含んだ金額を予算として見積もっております。一方負担金収入につきましては、基本料金本体部分のみに対する措置ということで、一般会計の負担金ということで、消費税を除いた値となっております。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 6番、赤岩です。お伺いをしたいと思います。

この秩父市の物価高騰対策の水道基本料減免の件なのですが、市議会のほうでもいろいろ議論がされまして、減免するならよろしいことではないかということで通ったわけですが、このときの説明で、水道料金の滞納をされている方、それから滞納が疑われる方に関しても、今回はこの物価高騰対策なので減免は行うのだということでご説明がありました。ここで改めてお伺いをいたしますけれども、今日の一般質問でもるるお話があったように、なかなか相談ができなくて、最終的には流水を止めるような措置をする場合もあると。これは、ある意味悪質な滞納の内容だと思うのですが、こういった個人または事業者に対しても、ここで秩父市から受け取ったお金を減免ではなくて滞納整理に使わずに、あくまで減免措置をして水道料金を請求をするということによろしいでしょうか。確認をさせていただきます。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 赤岩秀文議員のご質問に対しましてお答えしたいと思います。

今回の減免につきましては滞納のある方、そうでない方一律に処理はかける予定でおります。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 再質問させていただきます。今一律に減免の措置をかけるということなのですが、これ例えば、大体悪質な、何となくお支払いいただけないような方というのはお分かりになると思うのですが、その方に対して減免の措置をかけて、この減免の措置の期間が切れた後にお支払いをいただければ、今減免でかけた分の予算というのはそのまま捨てるような形になるのではないかと思うのですが、対応策というのはお考えになられて請求をするということによろしいでしょうか。

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 現在のところそういった方々に対する減免措置分につきましては、先ほど申し上げた対象とするということでのみしか検討はしておりません。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 結局これ市の多くのお金をもらってするわけですから、減免の措置をかける前に、今ある滞納している部分のお金の滞納整理をするほうが先なのではないかなという思いが、考えがありまして今質問させていただいたのですが、あくまでその滞納整理をせずに、減免の措

置だけかけて請求をするということで確認したのでよろしいですか。3回目で、これ以上聞けませんが、

議長（木村隆彦議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（木村隆彦議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（木村隆彦議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 3時18分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月18日

議 長 木 村 隆 彦

署名議員 四 方 田 実

署名議員 新 井 利 朗

署名議員 高 橋 耕 也